

「山梨県における農家民泊・体験学習への地域取組」 についての研究

目次

1、研究の概要	1
2、農家民泊とは	3
3、全国の農家民泊の現状	5
4、事例研究①～長野県飯田市／株式会社南信州観光公社	9
5、事例研究②～鹿児島県／NPO エコ・リンク・アソシエーション	14
6、山梨県内自治体に対するアンケート調査	29
7、実施のための準備	35
8、現場体験レポート（農家の方々の意見集約）	38
9、講演資料	46
10、おわりに	64

1、研究の概要

(1) 研究テーマのタイトル

「山梨県における農家民泊・体験学習への地域取組」についての研究

研究責任者 国際政策学部 国際コミュニケーション学科 前澤哲爾

(2) 研究テーマの内容・背景・目的

全国の中間山地では、高齢化、過疎化、耕作放棄などが進んでいます。行政が様々な助成金を出し色々な試みをしてはいますが、その成果が上がっているとは思えません。

そんな中で、農家民泊・体験学習ツアーを組織的に行い、大きな経済効果と共に住民の生きがいを作る事業が、いくつかの地域で始まっています。最も成功しているといわれているのが、長野県飯田市地域です。ここには、2001年1月に設立した南信州観光公社が体験型観光による旅の創造を提供・運営し、年商2億円を越えています。

また、薩摩半島地域でも、15自治体が同様の試みを行っており、来年中には鹿児島県全域に広げる計画です。農家としては、宿泊しながら農作業を手伝ってもらえん、現金収入を得られ、宿泊者は農家と語らうことで農業や里山の大切さを学ぶことになりま

す。

山梨でもNPOなどや小さな単位で同じような試みはされていますが、規模の広がり

は難しい段階です。今回の研究は、山梨においてそのビジネスモデルを実際に作り上げられるように調査・研究することです。4年間の計画の中で、実施までこぎつけたいと思います。

今回の研究は、結論を出すというよりも、「農家民泊」に関する情報を収集し、今後の展開のために必要なデータブックを作成することです。

(3) 研究の方法と手順

(1年目) 県内での農家民泊・体験学習ツアーの実態調査および導入希望調査。

希望自治体とのミーティングおよび課題検討

コンセプト確定のための学習会開催

実態調査報告書の作成

(2年目) 希望自治体との計画立案

対応農家との折衝

運営組織の設立準備

(3年目)

試験受け入れと問題解決

(4年目)

組織設立と検証

(4) 研究の地域貢献との関連性

特に大きな投資が必要でなく、日常の体験をしてもらうことを通じて、県外者を誘致し、疲弊した地域の活性化が経済的にも精神的にも図ることができる。

関係団体：山梨県観光部、農政部、農務事務所、NPOえがおつなげて、農業法人サラダボウル、県内 27 自治体（予定）

(5) 本年度活動実績

研究ボランティアスタッフとして、本学 1、2 年生に参加を呼び掛け、13 名がメンバーとなった。

10 月 17 日 第 1 回会議

10 月 25 日 第 2 回会議

10 月 26 日～27 日 丹波山村商工会主催の講演会で前澤哲爾が講演
「農家民泊による地域活性化」（資料編に収録）
住民との意見交換会

10 月 29 日 第 3 回会議

11 月 2 日 長野県飯田市「南信州観光公社」および民泊提供農家への視察

11 月 6 日 第 3 回会議

11 月 19 日 第 4 回会議

12 月 2 日 山梨県農政部農政企画監 原昌司氏講演
「山梨県における農業の現状と 6 次産業化政策」（資料編に収録）
学生による調査報告発表「日本各地の民泊事情」

12 月 20 日 山梨県観光振興課との意見交換

1 月 7 日 チーム別会議 アンケート内容検討

1 月 25 日 自治体向けアンケート発送

2 月 8 日 アンケート結果集計

2 月 18 日～19 日 飯田市で農家民泊モニターの予定だったが、大雪のため延期。

3 月 5 日～6 日 飯田市の農家民泊モニター 2 軒 6 名宿泊

2、「農家民泊」とは

(1)「農家民泊」とは

農家が農業体験を提供することを目的として児童生徒（小中高校生）を宿泊させること。

(2)「農家民宿」とは

農業を営む者が、旅館業法に基づき都道府県知事の許可を得て観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多寡に関わらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業を言う。

国はこの事業を拡大するために、旅館業法、消防法、建築基準法などで規制緩和を行った。

(3)「農家民泊事業の意義」とは

1) 児童（学校）側にとってのメリット

- ①学ぶ意欲や自立心が育成される
- ②農林漁業等の生産現場への理解と食の大切さを学ぶ
- ③思いやりの心が醸成される
- ④規範意識が身に付く

2) 受け入れ側にとっての意義

①地元住民に活力をもたらす

地域の歴史や文化が見直される。地元に対して自信を持つ。意識の活性化が図られる。

郷土の良さの再発見や再認識、誇りに繋がる。児童と交流することによるやりがいが出される。

地域ブランド、地域イメージが向上する。農山漁村と都市との相互理解と交流が創出される。

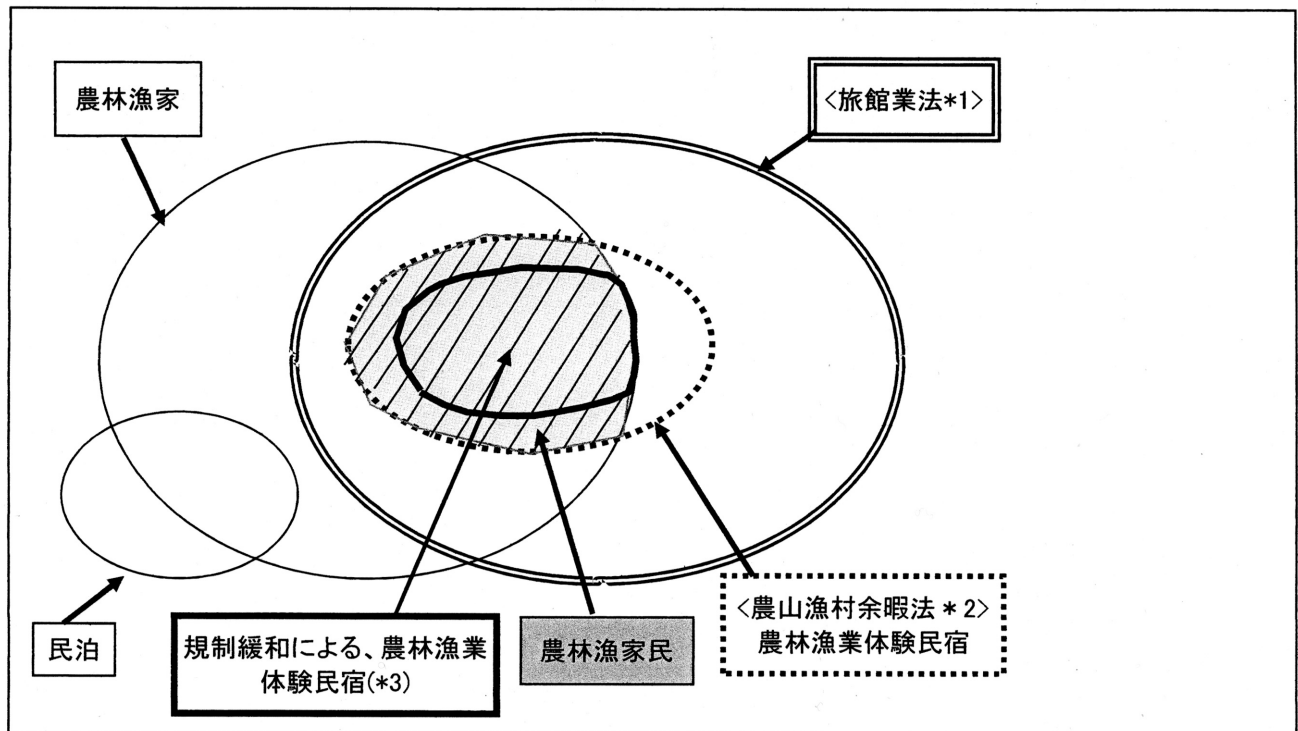
長期的な定住予備軍が育成される。

②地域その他産業に対して経済波及効果

地域の人材を活用できる。地場産品を食材に用いる。地域で消費されるものとして、宿泊（宿泊体験）収入、体験プログラム参加費、指導者への謝金等がある。

居住地に帰ってから消費されるものとして、通信販売による農産品購入等がある。

○「民宿」の概念等について(山梨県観光部資料から一部編集)



- * 1: 旅館業法＝宿泊料を受けて、人を宿泊させる旅館業は、都道府県知事の許可が必要。
 - ・ホテル営業 ・旅館営業 ・下宿営業
 - ・簡易宿泊所営業(宿泊する場所を多数人で共用する構造及び設備を主とする施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、下宿営業以外のもの)
- * 2: 農山漁村余暇法＝農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(H6)
- * 3: 規制緩和による、農林漁業体験民宿
 - ＝旅館業法における「簡易宿所」の施設基準の1つに「客室延床面積33㎡以上」があるが、H15年の規制緩和により、農林漁業者が営む農林漁業体験民宿は、「33㎡以下」であっても許可申請できるようになった。

○農山漁村余暇法第2条5項による「農林漁業体験民宿(農家民宿)」の定義

施設を設けて人を宿泊させ、農林水産省令で定める農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業

イ農作業、農林施業・林産物生産採取、漁・水産動植物養殖の体験指導

ロ農林水産物の加工または調理の体験指導

ハ地域の農林漁業または農山漁村の生活・文化に関する知識の付与

ニ農用地・森林・漁場その他の農林漁業資源の案内

ホ農林漁業体験施設等を利用させる役務

ヘ前各号に掲げる役務の提供のあつせん

3、全国の農家民泊の現状

(1) 全国各地で、「農家民泊」「農家民宿」が取り組まれている。
地域によってそれぞれが独自の形態をもっており、一様ではない。民宿の場合は、直接来客を受け入れられるが、民泊の場合は中間に受け入れ団体が存在する。その主体は自治体に近い団体から、株式会社、NPO まで様々である。③～⑩は、インターネット検索により収集した情報である。

① 株式会社南信州観光公社（長野県飯田市） 第4章で詳述。

② NPO エコ・リンク・アソシエーション（鹿児島県南さつま市） 第5章で詳述。

③遠野市（岩手県）におけるグリーン・ツーリズム

2006 年 2 月に遠野民泊協会を発足し、行政・関係団体と連携を取りながら、体験型教育旅行の受け入れを行っている

2008 年に農林水産省・総務省・文部科学省三省合同プロジェクト「子ども農山漁村交流プロジェクト」全国先導型地域に認定

受入側農家に負担にならないよう、各受入農家は週 1 校のみの受入を行っている
農業体験・民泊教育旅行では、「NPO 法人遠野山・里・暮らしネットワーク」が窓口となり、受入会員が加盟する「遠野民泊協会」「宮守ツーリズム協議会」より受入先を決定。受入人数の多い場合、または時期的な都合により、遠野市に隣接する住田町の「すみた民泊協会」にも受入を依頼し、共同で受入を行っている

費用 1 泊 3 食まで 8,000 円 日中のみ（昼食づくり体験含む） 4,000 円

体験：田植え、収穫、酪農、ぞうり・わらじづくり、竹細工、ホタル鑑賞、茶道、野菜の収穫、岩魚養殖、森林作業など

④「のら体験工房さいかい」（長崎県）

農家など約 20 団体で 2001 年 9 月に発足。41 の体験メニューを持つ。民泊は 1 泊 2 食付き 6300 円。2006 年 2 月に、県から「農家民泊」ができる団体の第一号に選ばれた。

体験：みかん狩り、びわ狩り（1000 円で食べ放題）かずら籠づくり、潮ワカメ・加工体験、漁業体験、びわジャム、びわ茶づくり、鍾乳洞探検、田植え・稲刈り、造船所・発電所見学、芋さし、芋ほり

⑤茨城県

グリーンツーリズムの活動は盛んである。多くの都市農村交流活動団体が中心となっ

て、様々な体験活動を運営している。農家民泊の取り組みはなく、多くが農家民宿である。オーナー制、会員制などを設けて、リピーターの獲得や継続的に種まきから収穫までを体験してもらう流れ。

県では、農家民宿に取り組みたいと考えている方へ「開業の手引き」(平成 18 年発行)を配布

「濁酒と農家民宿 やまがた」 (北茨城市)

米、野菜はどのように食べるまでになるかを体験。林業体験(間ばつ、枝うち、下草刈) 竹細工体験(コップ、花瓶、竹馬、竹とんぼ作り)

「農家民宿 なかり」 (日立市)

古民家の一戸建(一組限定) 料金／(2食付き) 一泊 5,300 円小学生以下 4,200 円

春：田植え・山菜採り・竹の子掘り・散策・種まき

夏：川遊び・魚とり・かぶと虫取り・ジャガイモ掘り・流しソーメン

秋：稲刈り・りんご狩り・いも掘り・栗拾い

冬：そば打ち・しめ飾りづくり・餅つき・みそ作り・繭玉作り

⑥沖縄

民家体験泊は 9,000 円、1泊4食の場合は 10,000 円が相場。

体験は、農業：さとうきび、菊、ゴーヤ、冬瓜、マンゴー、島らっきょう

畜産業：伊江島牛飼育、ヤギ・ポニーの世話 漁業：オキナワスギ・ヤイトハタ養殖

商業：食堂、弁当店 芸能：民謡、三線、踊り 等

⑦岐阜県

農家民宿の数(岐阜県庁農政部農村振興課調べ)は、高山市が 20 戸、郡上市 14 戸。

通年受け入れ可能で、対象：教育旅行以外でも利用できる。

素泊まり ￥4000～ 食事つき ￥6500～(季節、年齢によって変動あり)

食事は提供型が多く「ペンションや普通の民宿への宿泊+体験プログラム」の形に近い

「民宿みづの荘」(高山市)

キャッチコピー：飛騨高山の田舎心と喜んでもてなす、美味しい手作り料理と楽しくなるお母さん。収容可能人数：45 人、宿年間営業日：約 300 日、開業年数：40 年以上
＜特色＞海外からの来客の受け入れ可、毎年豊学校の教育旅行を受け入れている。

部活動での宿泊受け入れ、グリーンツーリズム研修のための宿泊(大学生)、福島の子供たちの五泊六日の滞在、年越し宿泊を行っている。学生の利用が多い。

自然体験：登山ハイキング、川遊び、星空観察、ホタル観察

遊び・スポーツ体験：スキー・スノーボード、雪遊び、ネイチャースキー、かんじき体験、アマゴ釣り(調理あり)、イワナつかみ(調理あり)、草花遊び、七夕祭り

工芸体験：ヒノキ笠、一位細工、まゆクラフト、羊毛クラフト、ネイチャークラフト、

わら細工、陶芸

農林体験：野菜植え付け・収穫、田植え稲刈り、キノコ菌打ち・収穫、リンゴ花粉付け・収穫、貸農園、森林作業、炭焼き、羊の毛刈り・乳しぼり

食づくり体験：ラム肉ソーセージ、五平餅、バター、手打ちそば・うどん、ノンアルコールビール、ジャム

その他：山菜採り きのこと狩り 餅つき 木の実採取・試食

「農家ペンション リトルパイン」(郡上市)

キャッチコピー：きもちのいい田舎暮らしあります。収容可能人数：25人、年間営業日：約150日、開業年数：28年目

<特色>洋風の民家、農家の家族6人で民宿を営む、農業カレンダーの提示。

ファームステイ(農作業+朝夕食+おやつ)は、民宿の畑作業などを手伝うプラン

農作業は、植え付け、除草等の管理作業 雨天：室内の清掃など

フライフィッシング(+宿泊の形態) インストラクターによるガイドあり

自然体験(+宿泊の形態)

六ノ里・棚田にじいろプロジェクトは、地元の子どもも参加する農業イベントに参加するプラン。田植え(田んぼに絵を描く) 棚田ライトアップ 田鯉つかみとトウモロコシ収穫体験 稲刈りと新米で昼食づくり。

⑧長野市子ども夢学校受入れ協議会

2009年に農山村地域の活性化を目的として発足。15団体で構成。

長野市、長野市農業公社、鬼無里修学旅行受入れ隊実行委員会、大岡グリーンツーリズム倶楽部、戸隠観光協会 など

組織体制の整備、「民泊受入れ手引書」を作成、衛生問題、子どもに対する接し方 など、安全衛生講習会の開催する。

⑨福島県観光交流局観光交流課

「農家民宿開設のてびき」(解説篇・資料篇・実践ノートの3部構成)を配布。

食事提供の許可では、「食事を提供する場合は、飲食店営業の営業許可が必要になりますので、家の間取りや調理場の平面図を持参して、管轄の保健所に相談してください。」

「農家民宿で食事を提供する場合は、飲食店営業許可が必要です。」と書かれている。

郡山市の宿泊プラン

素泊まり：4000円～、1泊2食付：6000円～、食事(農家の方と一緒に作る)：1000円～、体験メニュー：500円～

受け入れ人数は、4名とは限らず、多いところでは12名受け入れ可能。

⑩ 福井県

越前市：「ロハス越前」が体験の申し込みを受ける。宿泊料金は一泊一律４５００円

若狭町：「若狭町エコ・グリーンツーリズム推進協議会」が申し込みを受ける。

宿泊料金は「熊川宿官兵衛」は一泊５５００円 朝・夕食２５００円～、「熊川宿勘兵衛」を除き、一律４５００円 朝・夕食２０００円～。

高浜町：「利右衛門」 一泊大人（中学生以上）４５００円、子供（小学生）３５００円、幼児２５００円。農家の離れを一軒まるごと借りることができる。

勝山市：「フクジュ荘」 一泊６０００円。主にツアーイベントやふるさとワークステイの宿泊施設などに使用される。

福井市：「殿下村やすらぎ荘」 一泊５０００円 朝・夕食２０００円～（自炊可）

部屋の数も多く、カラオケルームなどの施設もある。

「旅人の宿 伊亨」一泊４０００円、中学生以上高校生以下３５００円、小学生以下２５００円亭主一名での営業。

4、事例研究①～長野県飯田市／株式会社南信州観光公社

- ・最初の受け入れは、1996 年神奈川県・大和田中学校で、今は、教育旅行、研修、セミナー、エコツーリズムなどに拡大している。
- ・学校の受け入れは、通常 2 泊 3 日（農家と旅館で 1 泊ずつ）が基本である。
- ・今田平地区の水田では、すべての田植えを体験旅行の中学生が行う。受け入れ先は、関西 60%、関東 30%、中部 10% で、10 年間で 1 万人が体験した。参加費 @ 15000 円で、宿泊込みは 50000 円で、収穫したコメ、1kg を中学生に送る。2011 年今田平地区の田植えは、23 校 1090 人が参加した。
- ・2011 年の実績 受け入れ数 130 団体 22,000 泊
受け入れ農家 450 戸、1 泊 2 食 7000 円
地域経済効果 10 億円
- ・「農家民宿ふれあい農園おおた」では、1998 年中学生の受入開始、年間 200 人
- ・「農村寄食舎ごんべい邑」は、年間平均 1800 人（2011 年は 1000 人）
1 泊 2 食 7000 円 体験メニュー（炭焼き、竹細工、ワラジ作りなど 40 種）

<インタビュー取材>

訪問日：H24 年 11 月 2 日(金)

訪問先：長野県飯田市(株)南信州観光公社、 小木曾さん(飯田市大瀬木の農家)、
ごんべえ邑を営む市瀬さん(飯田市千代の農村寄食舎)

日程 大学を出発→(株)南信州観光公社にて高橋社長への質問→昼食→小木曾さん
のお宅へ訪問し、民泊についての取材→ごんべえ邑市瀬さんを訪問と取材→夕食
→大学到着

参加者：前澤哲爾、ボランティア研究スタッフ 5 名(三枝、栗又、桂川、山内、中村)

目的：全国に先駆けて農家民泊を広げている長野県飯田市における農家民泊の状況を学ぶ。(事前学習から質問項目を作成し、それに沿ってインタビューを行った。許可の出した農家ではビデオ撮影も行った。)

(1) 飯田市における農家民泊の概要—(株)南信州観光公社 高橋社長のお話から—
飯田市が南信州観光公社のもと、農家民泊という事業をはじめたのは 1998 年からだという。現在民泊の受け入れをしている農家は 450 戸である。ここまで広がっていった経緯としては、高橋さんの言葉を借りるのであれば、「増やしたのではなく、自然と増えていった」とのことだ。初めは見ず知らずの人を受け入れるのに抵抗を見せた農家もあったそうだが、先駆けて受け入れをしていた農家の様子を見て好感や興味を持ち、手を挙げてくれた農家が殆どだそう。



中央が高橋社長

(2) 農家について

民泊の受け入れをしている農家 450 戸はすべてが会員宿舎登録を行っている。ただし、あくまでも簡易宿舎なので、食事は許可の対象外である。また、一泊二日の参加費用 7000 円はそのまま農家へ支払われる。受け入れのためのマニュアルは観光公社から農家へ配布される。

主に民泊の対象となるのは、学生で、中学三年生が殆ど。また、利用理由は主に教育旅行で、内七割が修学旅行、残り三割は林間学校等。すでに来年度、再来年度分の修学旅行受け入れのスケジュールが 8 割方埋まっている程の人気ぶりだ。シーズンとしては 5、6 月が特に混み合うそう。一度に受け入れが可能な数は 1~2 校まで。理由は観光公社の職員が 24 時間いつでも農家に駆け付けられるようにしているため、職員の数との兼ね合いから。修学旅行等の計画は二年前から行われ、学校の先生たちは一年前に一度下見に訪れることになっている。一方、子供たちがどの農家に民泊するか(大体一軒につき 4 人ずつくらい)という具体的なことは先には決めないことになっている。理由は、受け入れ農家の方々も個々の生活をもっているからである。現在は受け入れ可能であっても、先のことはわからない。介護や出産などの生活の変化によって受け入れができなくなる場合があるということを考慮してのことである。また、農家の生活やプライバシーを守るという意味で、すべての学校が受け入れ可能なわけではないし、一般の人の娯楽のための宿泊よりも目的意識のある宿泊を積極的に受け入れているのもこのためだという。

(3) 民泊の内容

農家民泊の具体的な内容としては、主に農家に任せている。子供たちには事前には知らせず、当日の気候や天気、農家の状況に合わせて柔軟に行われるそう。高橋さんは、形のある体験学習ではなく、子供たちが農家の生活に入り、農家の人と寄り添えるよう

な空間を大切にするために敢えて観光公社の方で体験内容を形作ることは避けているそう。あくまでも民泊のメインは農家の人と子供たちの近い距離での交流である。

基本的には農家はそのままの自宅を使用するようにしていて、改修はしなくてよいそう。また食事は食品衛生法に法るのではなく、“子供たちと農家の人とが一緒につくり、一緒に食べる形”をとっている(この形にするのに高橋さんと保健所とでは半年程やりあった)

(4) 当日

当日は、近くの大きな駐車場のある公園(運動公園)にバスがとまり、付近の農家はそこから参加者を自宅へと送迎するが、そこから離れた地区にある農家も多いため、観光公社の職員がなるべく近くまで送迎するようにしている。農家の方が5分からせめて10分程度の時間での送迎で済むよう配慮されている。教育旅行に同伴している学校の先生等は農家ではなく旅館に泊まる。

(5) 地域の農家と観光公社の関係

農家から観光公社への民泊内容の報告は基本的にはしなくて良いが、トラブルの対処や相談はきちんと観光公社が行う。また、民泊の内容は観光公社側から指定することはせず、農家にお任せして、農家それぞれの特色を大切にしている。農家に苦勞させない、農家がやりやすい形を大切にしている高橋さんの考えが伺えた。高橋さんは農家民泊を受け入れたいという申し出のあった農家のために地区会へ行き研修会を開いたり、民泊のためのガイドラインも作成している。なお、学生受け入れのお願いは電話でなく直接農家を一軒一軒まわるそう。農家を大切にすること＝受け入れ先である農家が納得すること。これが子供に満足してもらうことへと繋がっていくという言葉はとても印象に残った。その甲斐あってか、利用者側からのクレームは殆どきていないそうである。また、地域を大切にしていくという意味では農家だけでなく、地域の旅館等とも連携を図り、飯田市での宿泊のうち全てを民泊にするのではなく、1日は旅館を利用するような調整も欠かさない。

(6) 農家民泊をやってみて ―農家の方のお話より―

①伊賀良地区に住む小木曾さんのお話

小木曾さんの住む伊賀良地区ではりんごの栽培がさかんであり、道中たくさんのリンゴ農家を見かけた。小木曾さんのお宅もその中の一軒である。小木曾さんが農家民泊の受け入れを始めたきっかけは、趣味のアーチェリーの競技大会で家を留守にすることが多く、ご両親や奥さんに家業を任せてしまうことが続き、人手が足りないと感じていたところ、観光公社の高橋さんから農家民泊についてのお話を聞く機会があり、関心を抱き、手探りで始めたそう。(小木曾さん農家は中でも先駆けて受け入れをしてくれた農家だそう) 実際に子どもたちが来て感じたことは、「農家民泊は若返る！楽しい！」ということだったそう。また、果樹園農家は収穫の時期が一年に一度で、収入もその時のみであるため、参加費用が収入の良い助けになるとおっしゃっていた。小木曾さん

農家での民泊での体験内容は、主に、家業の手伝いと夕食づくりなどである。具体的には、土手草の片付けや、それをりんごの木の下に敷いてもらう作業。また、雨の日はお部屋の掃除を手伝うなど、普段の農家の生活を子ども達と共にゆっくり過ごす。これ以上の難しい仕事を子どもたちにさせると飽きてしまったり、家業に影響してしまったりするため、これくらいが楽しそうでいいねとおっしゃっていた。最初は、見慣れない虫を怖がる女の子や、慣れない作業に疲れたと訴える子どもたちもいるが、打ち解ければ子ども達もにぎやかで、楽しい時間を過ごしているそうである。作業が終わった後は、共に夕食をつくり、皆で食卓を囲む。17 時ごろになったら子ども達をつれて地域の銭湯へ行く。整列させ、班長さんが号令をかけ、地域の人々にきちんと挨拶させる。これも大事な勉強だね。と小木曾さんは言う。



小木曾さんに質問攻め

②農村寄食舎ごんべえ邑の市瀬さんのお話

市瀬さんの営む「ごんべえ邑」は飯田市千代山中の標高 800 メートルのところにある。昔ながらの木の温もりのある民家風の造りが印象的な寄食舎だ。市瀬さんは農家民泊の受け入れを経験した後、現在の寄食舎を営むようになったそうだ。市瀬さんの農家民泊受け入れのきっかけとなったのが、飯田市の郷土料理である五平餅作りの体験に子ども達がやってきたことだそうだ。子どもたちが田舎にやってきて、日帰りではなく、“泊まっていくこと”に意味があると考えるようになったという。しかし、受け入れ始めた当初は不安も多かったという。言葉づかいが荒かったり、服装が乱れていたりといったような、都会の子どもたちへのあまり良くないイメージが強くあり、一緒に過ごせるか、楽しんでくれるのか…という不安も大きかったそうだ。ところが、今となっては、一見派手に見える子も接してみると可愛い。寧ろやんちゃな子ほど気にかけてしまうね。とおっしゃるほどだ。毎年、受け入れた子ども達から市瀬さん宛に手紙も届いているそうだ。



「ごんべえ邑」で取材

ごんべえ邑での宿泊の体験の内容は主に、果樹園の手伝いや花植え、まき割り、畑仕事や野菜の収穫などを行っている。単純なことばかりでは子ども達は飽きてしまうので、季節に合わせて工夫を凝らしているそうだ。夕食には外でとれたての野菜を使ったバーベキューとしたりと、地域にある畑や田んぼから収穫した食材を存分に楽しめる内容となっている。大変なのは夕食後のお風呂で、女の子たちのお風呂の時間やその後の寝支度の時間が長いこと（お風呂は一人 20 分以上かかってしまうのでお湯が冷めてしまったり・・）に苦労したという。今では近くの温泉に連れて行くことにしているそうだ。子どもたちもめったに経験できないような一日を過ごせたととても喜ぶという。子どもたちの楽しそうな姿から市瀬さん自身も元気をもらったり、若返ると感じるそうだ。また、自分の暮らしている地域にも自信をもつようになったとおっしゃっていた。市瀬さん宅以外でも、この辺りでは民泊を受け入れている家が多いそうで、民泊を始めて地域全体が元気になり、地域でのつながりも強くなったそうだ。自分の家にやってきた子どもたちのエピソードを近隣の人と交換するのも楽しみだという。



たくさんのことを学ばせていただきました。

ありがとうございました。

（まとめ：人間福祉学部 2 年 桂川直子）

5、事例研究②～鹿児島県／NPO エコ・リンク・アソシエーション

自然環境を守るアートプロジェクトを行う NPO として 2001 年設立。その後「教育旅行を受け入れ開始し、2004 年には 360 人だったが、2009 年には 4,950 人、2012 年には 11,000 人を受け入れた。

民泊受け入れ家庭数は、2004 年には 100 軒だったが、2010 年には 450 軒、2012 年には 19 市町 750 軒となった。2013 年には全県に広がり、4 自治体を除くすべての地域で 1000 軒を越えた。

九州においては、全県で取り組んでいるが、最も多くの受け入れ人数を誇るのが長崎県で年間 2 万人、ついで鹿児島県 19,000、大分県 1 万人と続く（2013 年予約状況）。

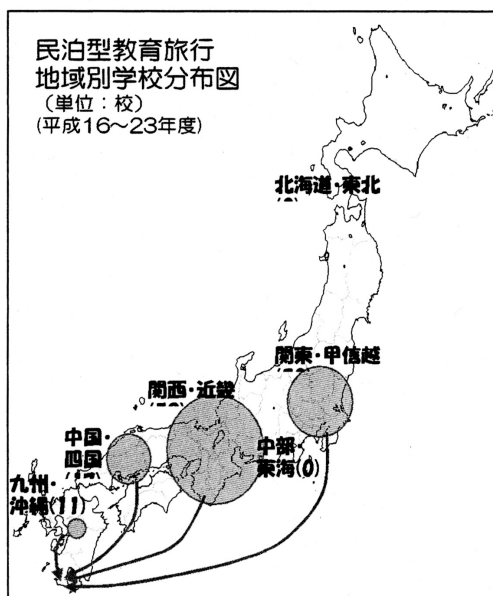
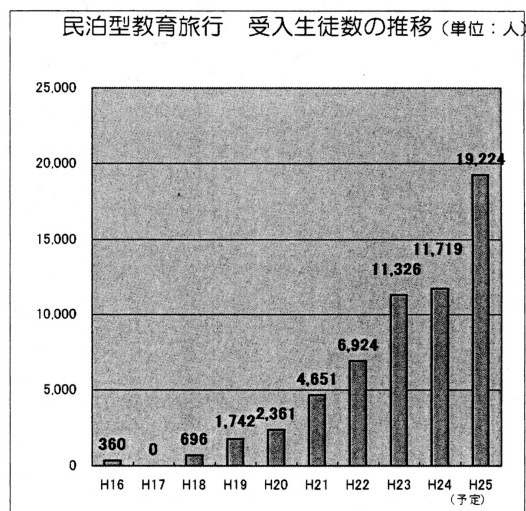
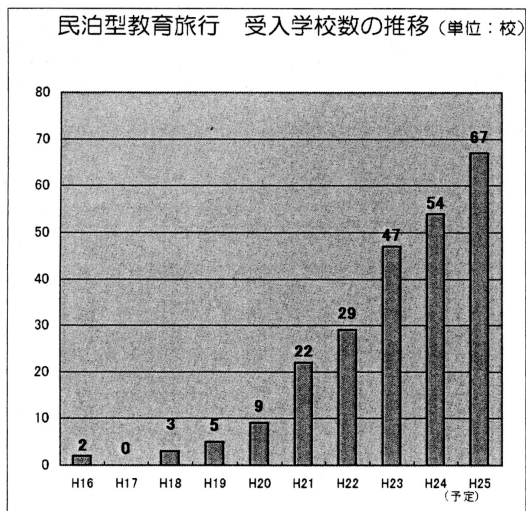
5 月 6 月に中学校の修学旅行、10 月 11 月に高校の修学旅行を受け入れている。長野と異なり、大学生や一般の人の参加はほとんどない。

鹿児島県の民泊は、NPO が先行的に開始し、急速に拡大した。各自治体地域では、受け入れ家庭と自治体関係団体で地域別の「グリーン・ツーリズム協議会」を作り、民泊事業に参加したい農漁業者を対象として研修会を開催し、参加を義務付けている。鹿児島県の民泊事業者は、「農家民宿」の許可を得ずに実施している。

この件に対して、行政としての鹿児島県は、この事業の追認する形でガイドラインを作成した。

次ページ以降 14 ページにわたって、「民泊型教育旅行の実績」と学校・代理店向けの「民泊型教育旅行の手引き」を掲載する。

特定非営利活動法人エコ・リンク・アソシエーション 民泊型教育旅行の実績



民泊型教育旅行 県別学校数 (平成16~23年度)

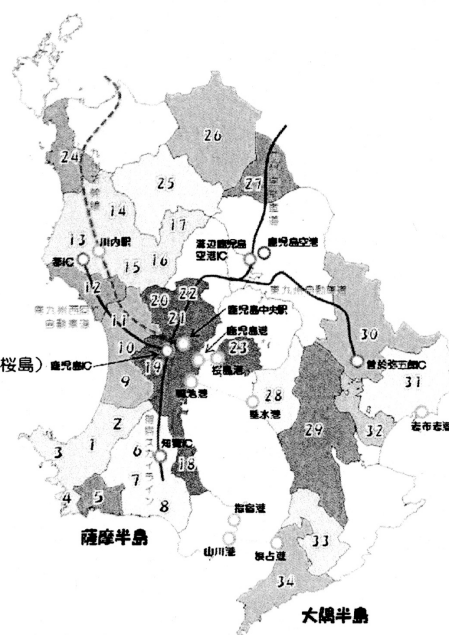
単位: 校

北海道・東北		関西・近畿	
小計	0	滋賀県	8
関東・甲信越		京都府	9
埼玉県	20	大阪府	11
東京都	3	兵庫県	22
神奈川県	4	奈良県	9
栃木県	1	小計	59
新潟県	2	中国・四国	
小計	30	広島県	15
中部・東海		山口県	2
小計	0	小計	17
九州・沖縄			
		福岡県	6
		佐賀県	1
		長崎県	4
		小計	11
		総計	117

【民泊型教育旅行の受け入れ地区】

- 南さつま市 (1.加世田、2.金峰、3.笠沙・大浦、4.坊津)
- 5.枕崎市
- 南九州市 (6.川辺、7.知覧、8.穎娃)
- 日置市 (9.吹上、10.伊集院・日吉、11.東市来)
- 12.いちき串木野市
- 薩摩川内市 (13.川内、14.東郷、15.樋脇、16.入来、17.祁答院)
- 鹿児島市 (18.喜入、19.松元、20.吉田、21.郡山・伊敷、22.下田、23.桜島)
- 24.阿久根市
- 25.さつま町
- 26.伊佐市
- 27.湧水町
- 28.垂水市
- 29.鹿屋市
- 30.曾於市
- 31.志布志市
- 32.大崎町
- 33.錦江町
- 34.南大隅町

合計 18市町34地区



2012.07.01現在

学校・旅行代理店用

薩摩半島まるごとふれあい体験

薩摩半島自然学校

「民泊型教育旅行の手引き」



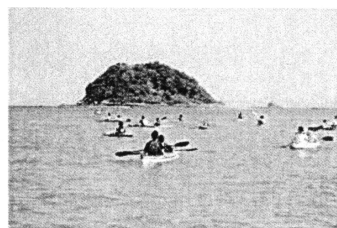
特定非営利活動法人
エコ・リンク・アソシエーション

私たちは、皆さんを「お客さま」としてはお迎えいたしません。

「家族」としてお迎えします。



私たち、「薩摩半島自然学校」の
民泊型教育旅行「薩摩半島まるごとふれあい体験」では
薩摩半島の海の恵み、山の恵み、そして人の温かさを
“まるごと”体験していただくことができます。



ふれあい体験の大きな柱である「民泊」では
それぞれの地域の「日常の暮らし」を体験していただきます。

農家さんや漁師さんは、仕事をするとき
海と相談します。畑と相談します。
そして、空と大地に相談します。



「しばらく天気もいいから、田植えができるな！」
「海が荒れそうだから、今日は網の手入れをしよう！」
「明日ぐらいには、収穫できそうだ！」

私たちの暮らしには、“何もない”日はありません。
薩摩半島での「暮らし」あいのまますを体験してください。



そして何より、
受入家庭の方々は皆さんを
「自分の子ども・孫と同じように」家族としてお迎えします。

鹿児島のお父さん、お母さんと一緒に、
普段経験することのできない多くのことを体験していただくのはもちろんのこと、
食事の準備から後かたづけ、食後の語りまで、
「家族」と過ごす何気ない時間の全てを楽しんでください。



私たちは、
薩摩半島に来られる皆さんの
「ふれあいを通して生まれるぬくもりと思い出」づくりを
お手伝いさせていただきます。



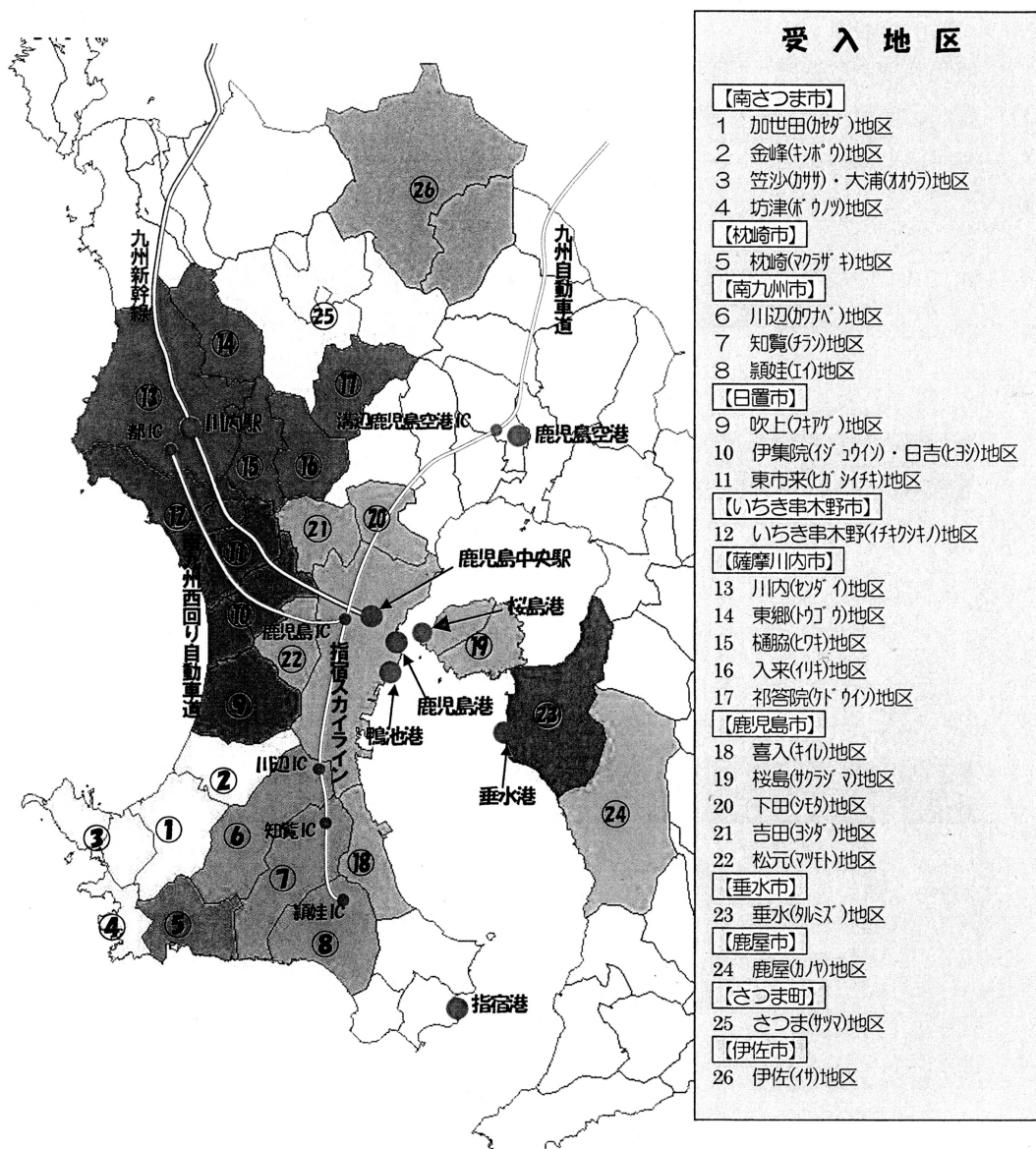
薩摩半島ってこんなところですよ！

「薩摩半島」は九州、鹿児島県の南西端に位置し、東を桜島が浮かぶ錦江湾に、西と南を黒潮が駆け抜ける東シナ海に囲まれた半島地域です。

“薩摩富士”と呼ばれる開聞岳に代表される緑豊かな山々、日本三大砂丘のひとつである白砂青松の吹上浜や坊野間のリアス式海岸を有する海岸線、国の天然記念物に指定されているハマボウなどの動植物が生息する万之瀬川、さらには豊富な温泉など、多様で豊かな自然環境に恵まれています。

また、知覧の武家屋敷群や特攻平和会館、秋目の鑑真記念館などの歴史的資源を有し、指宿菜の花マラソン、川辺二日市、吹上浜砂の祭典や枕崎港まつりなどの個性豊かで多彩なイベントも行われています。

さらに、温暖な気候を活かして、茶やサツマイモ、アスパラガスなどの露地野菜やボンカン、タンカンをはじめとした柑橘果樹等の良質で多様な農業生産が行われ、鹿児島県の食糧供給基地の一翼を担っています。また、枕崎のカツオや坊津・笠沙のブリ、日置のチリメンジャコに代表されるように漁業も盛んです。



薩摩半島自然学校の受入体制

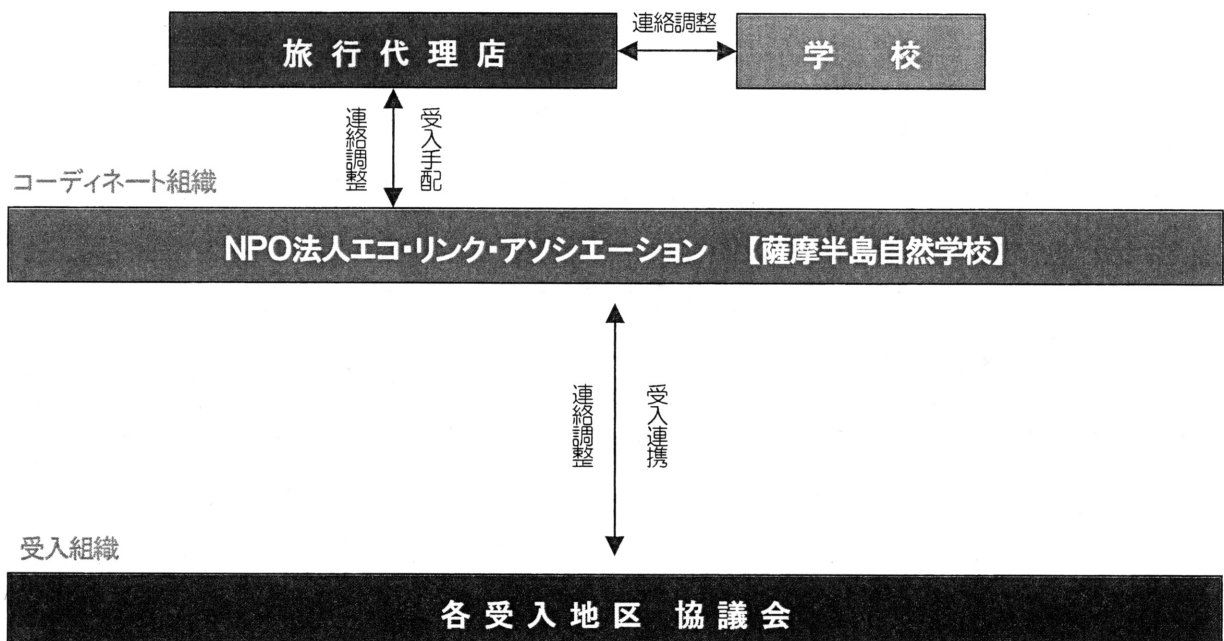
11市26地域 約620軒の受入家庭が、皆様をお待ちしております

コーディネート組織である NPO 法人エコ・リンク・アソシエーション（以後、事務局）を中心に、各受入地区の協議会及び所管する行政との協働・連携により、薩摩半島における民泊型教育旅行の受け入れを積極的に行っております。

受入家庭は、すべてそれぞれの地域の「協議会」に登録されております。また、各地区にて受入家庭の中から“地区責任者”を選出しており、地区責任者を中心に、受け入れの準備、実施、報告等を行っております。

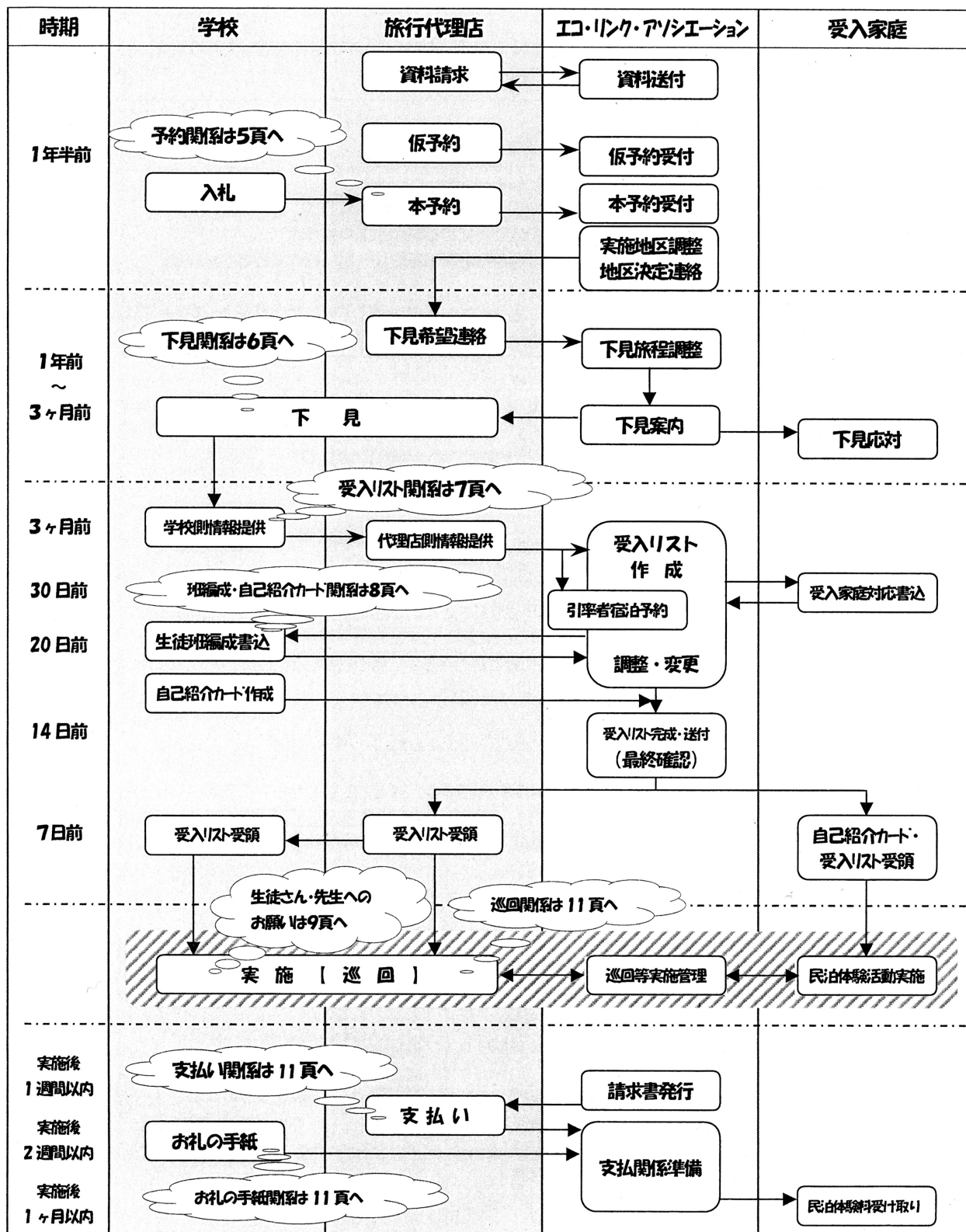
※ご注意※

受入家庭への連絡・調整はすべて事務局より行いますので、学校、旅行代理店から受入家庭への直接の連絡はご遠慮ください。



修学旅行受入のフロー（旅行代理店用 目次）

修学旅行を受け入れる際の大まかな流れは以下のとおりです。詳細については、各項目の参照ページをご覧ください。



※新学期のクラス編成の時期については、応相談

1. 予約関係について ～ 資料請求から地区決定連絡まで ～

民泊型教育旅行「薩摩半島まるごとふれあい体験」では、基本的に以下の形態を取っております。以下の内容をご了承の上、予約作業を進めてください。

- ・ 原則として、1地区につき、1クラスを受け入れたいします。
(受入家庭数の都合で、複数地区で1クラスになる場合もあります)
- ・ 原則として、受入家庭1軒あたり、3名を定員としています。
- ・ 受入家庭は、冠婚葬祭、その他事情により、直前に変更になることがあります。
- ・ 体験内容は、天候やその他状況で直前または当日に変更になる場合があります。
- ・ 体験は各家庭ごとに行いますが、内容、時期の関係から数軒の家庭が一緒に行う場合もあります。
- ・ 荒天時は、代替プログラムに変更になります。

以上、ご了承いただきますようお願い致します。

①「薩摩半島まるごとふれあい体験」の内容や、地域の紹介等、修学旅行の企画に参考になる資料をお送りします。事務局までご連絡ください。

資料内容： (1) 薩摩半島自然学校「民泊型教育旅行の手引き」(本資料)

- (2) 薩摩半島自然学校「修学旅行の活動写真集」
- (3) 薩摩半島自然学校「料金表」
- (4) 薩摩半島自然学校まるごとふれあい体験 2泊3日モデルコース
- (5) 受入先各地域のご案内
- (6) 薩摩半島がわかる各種パンフレット
- (7) 「民泊型教育旅行 薩摩半島まるごとふれあい体験」DVD（ご希望があれば）

②仮予約については、FAXまたはEメールにてお申し込み下さい。仮予約受付後、確認のFAXまたはEメールにてご返信させていただきます。

※取り消しの場合は、決定した段階で必ずFAXまたはEメールにてご連絡ください。

③本予約をする場合は、決定連絡のFAXまたはEメールをお送りください。こちらからお送りします所定の用紙に必要事項（以下の内容）をご記入の上、現段階での旅程表も併せてご返送ください。返送された内容を確認し、この段階で初めて「本予約完了」として、こちらから「本予約完了済み」のFAXをお送りします。

(所定用紙の記載事項)

1. 生徒及び先生等引率者の人数(男女別数)
2. クラス数
3. 旅行代理店の担当支店名及び TEL&FAX
4. 旅行代理店の担当者名及び連絡先(携帯電話)
(Eメールアドレス)

④本予約時の所定用紙の内容をもとに、各地域のスケジュールを調整して、受け入れをする地域を決定します。決定次第、その旨、FAXにて「受入地区（仮決定）のご連絡」、「下見予約表」をお送りします。詳細については6頁をご覧ください。

平成●●年●月●日
ペー

●●●●株式会社
●●●● ●● ●●

NPO 法人エコー・リンク・アソシエーション
〒827-0069 東広島市佐々区北町51番1号
TEL/FAX 093-532-7270
Eメール mail@ecorlink.jp

民泊型教育旅行予約に際してのご質問（重要）

時々、より詳しいご連絡のことが必要になります。事業は協賛のご配慮と厚く御礼申し上げます。

この度は成程準備がほとんど出来た段階での決定事項を拝見し、誠にありがとうございます。
なおましては、以下の項目をご記入願います。P.S.N にてご確認致しますようお願い申し上げます。

なな、お名前もご返信頂いた状態で初めて当事業所としての本予約受付終了となれますので必ずご返添下さいますようお願い申し上げます。

また、現地到着の前夜から休ませて頂けさせていただきます。

学校名：●●●●●●●●
学年級：●●年度 ●●学級
所属校長先生のお名前(姓)とお電話番号(お宅まで)
担任：主任先生●●●●●●先生（●） ●●●●●●先生（●） ●●●

人数（人）	生徒	先生	カマラン	乗務員
	名	名 (姓 氏 名 姓 名 姓 氏 名)	名	名

◎お問い合わせ先◎
●●●●●●●●
●●●●●●●●
●●●●●●●●
●●●●●●●●
●●●●●●●●メールアドレス:
●●●●●●●●電話機:
●●●●●●●●

備考:

2. 下見関係について ～ 下見希望連絡から下見実施まで ～

下見のご希望がある場合は、下見予定日の1ヶ月前までに当事務局へお申し出ください。当事務局としましては、修学旅行予定日の1年前の実施をお勧めしております。予定されている期日と同じ時期に下見をすることで、暑さ・寒さ、各地域の主な体験等、わかりやすくご理解頂けると思います。

- ①「下見予約表」に必要事項をご記入の上、当事務局まで FAX にてお送り下さい。
- ②各地域の受入家庭への調整の後、旅行代理店ご担当者様に確定日程・内容をお知らせします。
- ③下見当日は、当事務局スタッフがご案内致します。

※ 予定時間の都合上、全ての地区を下見することができない場合があります。ご了承下さい。

平成●●●●年●●●●月●●●●日

●●●●市式会社
●●●●●●●●●●

NPO 法人エコ・リンク・アソシエーション
〒807-2006 徳島県美波町上ノ市町立地 3F 30号室
TEL/FAX 0903-53-7270
Eメール mail@ekolink.jp

受入地区（仮決定）についてのご連絡

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。さく、本予約いただきました帰郷準備まるごとふれあい体験について受入地区が仮決定致しました。
つきましては、以下の項目をご確認ください。

また、下見予約表をお送りしておりますので、**下見実施日1ヶ月前**までに FAX にてご返信いただきますようお願い申し上げます。

なお、下見につきましては、本旅行の1年前の調査をお勧めしております。予定されている期日と同じ時期に下見をすることで、暑さ・寒さ、各地域の特徴等、わかりやすくご理解頂けると思います。

学校名：●●●●●●●●●●
クラス数：●●●●
日程：平成●●●●年●●●●月●●●●日（●）～●●●●年●●●●月●●●●日（●） ●●●●

人数（人）	生徒	先生	カメラマン	添乗員
	名	名	名	名

受入予定地区：

備考：

平成●●●●年●●●●月●●●●日

特定非営利活動法人エコ・リンク・アソシエーション 宛
TEL/FAX 0903-53-7270
Eメール mail@ekolink.jp

下見予約表

以下の通り、下見予約をお願いします。

学校名：●●●●●●●●●●

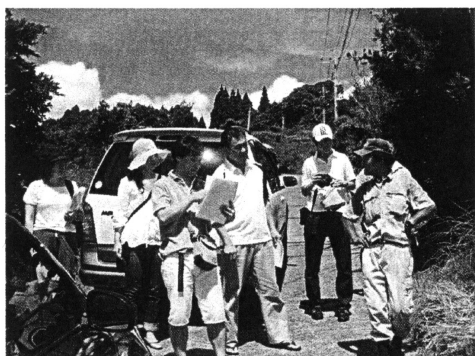
下見日：平成●●●●年●●●●月●●●●日

下見時間：●●時～●●時

性別 氏名： (レジャー用) 育・無)

ご要望等ございましたらご記入ください。

会社名：●●●●●●●●●●
担当者名：●●●●●●●●●●
TEL：●●●●●●●●●●
携帯番号：●●●●●●●●●●



3. 受入リスト関係について ～ 学校側情報提供から最終確認まで ～

下記シート「受入リスト」は、学校、旅行代理店、受入家庭、当事務局が情報を共有するシートになります。1地区につき1枚あり、修学旅行実施については全てこのシートが基本となります。

A

〇〇中学校様		1組 男子 16 女子 7 計23名		道園：道園1名以下					
2011年6月1日（水） 10:00頃到着予定（集合時間）		2011年6月2日（木） 9:00頃出発予定（集合時間）		1泊					
（前行程：8:30 指宿温泉発）		（後行程：10:00 照国神社前着）							
到着地：〇〇センター駐車場		〇〇市〇〇町1-2-3							
出発地：同上		同上							
先生宿 〇〇ホテル 〇〇市〇〇町567		TEL：099-000-000		先生2名 添乗員1名 看護婦〇名 カメラ〇名					
〇〇地区責任者		氏名：〇〇 〇〇		電話番号：090-1234-5678 旅行会社名：〇〇旅行 〇〇支店 〇〇様					
地区	氏名	郵便番号	住所	主な体験	犬種	人員	生徒氏名		
1	〇〇 篠原 一郎	899-0000	〇〇市〇〇2817	アスバダガス 野菜収穫・管理	犬外	男 3	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
2	〇〇 篠原 次郎	899-0000	〇〇市〇〇14211-1	水稲・野菜管理 そば打ち		男 3	〇〇 〇〇 （ソバ打ちも）	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
3	〇〇 篠原 三郎	899-0000	〇〇市〇〇281	さつま芋	犬外	男 3	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
4	〇〇 篠原 四郎	899-0000	〇〇市〇〇280-3	アスバダガス 収穫・管理		男 3	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
5	〇〇 篠原 五郎	899-0000	〇〇市〇〇2406	野菜管理		男 4	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇 （エビ・カニ）	〇〇 〇〇
6	〇〇 篠原 六郎	899-0000	〇〇市〇〇7941	野菜管理 （牛・馬の世話）		女 3	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
7	〇〇 篠原 七郎	899-0000	〇〇市〇〇3609	さつま芋	内産	女 4	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	〇〇 〇〇
8									
9									
10									
11									

※体験は天候やその他の状況で変更となる場合がございます。

～ 受入リスト 作成の流れ ～

① 学校側情報提供（学校 → 旅行代理店）

学校より、以下の情報を旅行代理店へお知らせ下さい。

- 生徒さんの数（クラス数、総人数、男子生徒数、女子生徒数）
- 先生、カメラマン等引率者の担当地区別の人数及び性別（※宿泊予約のため）
（例）〇〇地区に男性2名、女性1名、カメラマン男性1名
△△地区に女性2名

② 代理店側情報提供（旅行代理店 → 事務局）

①の情報と併せて、以下の情報を実施日1ヶ月前までに当事務局までお知らせ下さい。

1. 旅程表（前行程からの出発予定時間及び後行程への到着予定時間）
（※当地への到着時間・出発時間等を計算します）
2. 添乗員、看護師、乗務員等引率者の担当地区別の人数及び性別
（※宿泊予約のため）
3. 巡回の有無（巡回の詳細については11頁をご覧ください）
4. 先生等引率者の宿泊地域（引率者宿泊については11頁をご覧ください）

③ 受入リスト編集（1回目）

①及び②の情報をもとに、基本情報（【A】の項目）を作成します。
併せて、生徒さんの人数をもとに受入家庭の数及び班ごとの人数（【C】の項目）を確定します。
原則、1受入家庭につき3名の受け入れが可能です。状況により4名の受け入れも調整いたします。
作成後、各地域の受入地区責任者にお渡しします。

④ 受入家庭対応書込 (事務局 → 地区責任者 → 受入家庭)

地区責任者は、事務局から送られてきた受入リストの【C】項目をもとに、日程や受入家庭の都合を調整して、受入依頼を行います。

受入家庭が確定後、受入リストに氏名、住所、受入家庭の主となる体験(※)、犬・猫等ペットの有無(【B】の項目)を書き込みます。

(※：主となる体験については、天候等条件で変更になる可能性があります)

⑤ 受入リスト編集(2回目)

各地域の地区責任者から集まった受入リストのチェックを行い、データ作成後、旅行代理店にお渡しします。

⑥ 生徒班編成書込 (旅行代理店 → 学校)

旅行代理店から受け取った受入リストに、学校側で生徒さんの氏名(【D】の項目)を記入して下さい。

その際、以下の点にご配慮ください。

班編制の際にご注意いただきたい点

生徒さんの中には犬や猫が苦手な方々もいらっしゃいますので、受入先を割り当てる際、犬・猫等ペット欄を必ずご確認ください。

受入リスト表示例) 犬内(屋内に犬)、犬外(屋外に犬)、猫内(屋内に猫)、猫外(屋外に猫)

各種食べ物や動物に対するアレルギーの有・無については、必ずご確認ください。
のうえ、生徒さんの氏名の下部にその旨お書き下さい(右例参照)。

薩摩 花子	薩摩 太郎
猫・そば	犬・か

ペットアレルギー、食べ物アレルギー以外の配慮すべき事項について

例えば、心身障害、不登校、夜尿症など学校側でも日常の中で配慮されていることは、全て旅行代理店を通じて事務局にお伝えください。

個人情報に配慮し、受入家庭への連絡、対応依頼及び変更をさせていただき、生徒さんが心配なく過ごせるように致します。

⑦ 自己紹介カード作成

生徒さんと民泊先の方々の交流をより深めるために、事前に自己紹介カードを作成し、送付いただくことをお勧めいたします。その際、自己紹介に併せて“嫌いな食べ物”を記載いただければ、受入家庭の方々がご配慮くださいます(せっかく作ったのに、食べてもらえないという状況を生じさせないためです)。

自己紹介カードは、実施日2週間前を目途に当事務局までお送り下さい。事務局から各地域の地区責任者にお渡しします。

⑧ 受入リスト調整(最終確認)

受入リストに記載する全ての情報が集まった時点で、最終調整を致します。

最終確認が済み次第、事務局から受入家庭へ、また、旅行代理店を通じて学校側へ受入リストをお送りします。

4. 実施関係について

生徒さんに必ずお伝え下さい！

- (1) 体験中は受入家庭の方の指示に従って、節度ある行動をしてください。
- (2) 滞在中、貴重品は各自の責任で管理してください。
- (3) 滞在中、体調が悪くなった場合は、我慢せずにお申し出ください。
- (4) 受入家庭同伴以外の外出はご遠慮ください。
- (5) 宿泊に際し受入家庭側で用意するのは、寝具（ふとん、毛布、シーツ、枕カバー）、石けん、シャンプー程度です。生徒さんは、下記のものをご持参ください。
 - ☐ 体験用服装（長袖・長ズボン）・靴（滑りにくい靴）・軍手・帽子
 - ☐ パジャマ・寝間着
 - ☐ バスタオル、歯ブラシなど洗面道具
 - ☐ その他（化粧品、ドライヤーなど）
- (6) 生徒さん自身でも安全管理するようお願いいたします。安全管理において一番大切かつ有効なのが「自分の身は自分で守る」ということです。「楽しむための安全管理」を生徒さん自身で行えるようご説明ください。
- (7) 屋外での体験時は長袖・長ズボン・滑りにくい靴（汚れても良い服装）を着用し、暑い時期には帽子をご用意ください。
- (8) 食事は各家庭の方と一緒に作っていただきますので、積極的にお手伝いして下さい。
- (9) 体験中は、各自判断のもと、受入家庭に伝えて適宜休憩や水分補給をして下さい。

体験の際にはご注意下さい！

- (1) 各地区、各受入家庭で体験プログラム内容は異なります。また、同じ体験プログラムでも各受入家庭により、体験に出る時間、所要時間、方法等は異なります。
- (2) 原則として民泊による体験は各受入家庭ごとに行いますが、プログラムの内容、時期の関係から数軒の受入家庭と一緒に集合して行う場合もあります。
- (3) 農林漁業の体験は、通年可能ですが、シーズンごとに内容が変わります。その時期に沿った作業を体験して頂けます。※収穫の体験が可能なのは一定の時期に限られています。
- (4) 悪天候の場合は、別な体験プログラムを各受入家庭が用意しております。
- (5) 海における体験の場合は必ず、ライフジャケットの着用をお願いしております。また、晴天の場合でも、強風で海が荒れている場合は体験を実施できない可能性があります。

開校式・閉校式はこうに進めます！

開校式・閉校式を行う場所は、以下の3点に配慮し、各地域に設定しております。

- 雨天の場合でも対応可能。
- トイレ有り（もしくはトイレ送迎対応可能）。
- バス停車スペース有り。

【開校式の流れ（例）】 司会：地区責任者

- (1) バス到着。生徒さんは各受入家庭の前に整列。
- (2) 生徒さん代表のあいさつ
- (3) 先生のあいさつ
- (4) 地区責任者のあいさつ
- (5) 地区責任者より、受入家庭の紹介
- (6) 開校式終了
- (7) 各受入家庭ごとに移動

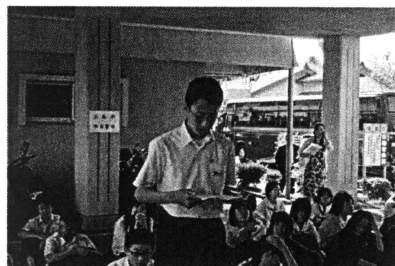
【閉校式の流れ（例）】 司会：地区責任者

- (1) 各受入家庭の車で集合場所に到着
- (2) 開校式と同じ形で整列
- (3) 生徒さん代表のあいさつ
- (4) 先生のあいさつ
- (5) 地区責任者のあいさつ
- (6) 記念撮影等お別れの時間
- (7) バス乗車、出発

※ ただし、生徒さんが司会をするなど具体的な進め方については、バス到着時、地区責任者等にご相談ください。



生徒さんと受入家庭の皆さんの対面



生徒さんから受入家庭の皆さんへあいさつ



受入家庭の車で移動



お別れの時間



記念撮影 もう家族同然です



記念撮影 子どもと仲良くなりました



バスの出発

5. 先生方の宿泊・巡回について

引率される先生方の宿泊については、最寄りの宿泊施設または生徒さんと同じような民泊で承っております。

※民泊については、お泊まりできる地区が限られておりますので、事務局までご相談下さい。

先生等の引率者の宿泊手配については、事務局で行いますが、空室の確保のために3ヶ月前から、遅くとも1ヶ月前には、ご連絡下さい。

巡回に際しては、各地区ごとの巡回担当者のご案内役を務めさせていただきます。車の定員の関係で一地区、原則3名までとさせていただきます。巡回担当者が先生方を宿泊施設まで送迎いたしますが、詳細は開校式の際に巡回担当者にご相談下さい。

6. 支払い関係について

「鹿児島県における農山漁村生活体験学習に係る取扱指針」に基づいて、民泊型教育旅行「薩摩半島まるごとふれあい体験」では、旅館業法、食品衛生法、消防法等に基づく営業認可を受けている民宿とは異なり、ご利用料金につきましてはあくまでも体験料金とさせていただきます。

ご理解のほど、宜しくお願い申し上げます。

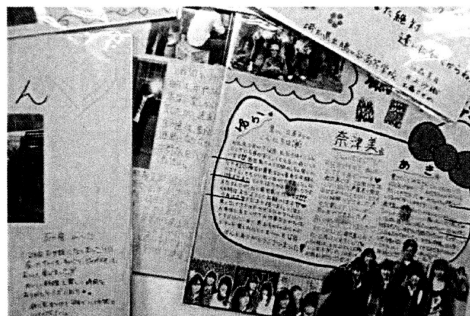
実施後、1週間以内に事務局より旅行代理店に請求書を送らせて頂いております。遅くとも、実施後1ヶ月以内に当事務局の指定口座に体験料金をお振り込み下さい。

7. お礼の手紙について

民泊型教育旅行の事後学習として、生徒さんからのお礼の手紙をお勧めします。形式はどのようなものでも結構です。

これまでのお礼の手紙としては、葉書、便箋、色紙、写真等いろいろございました。

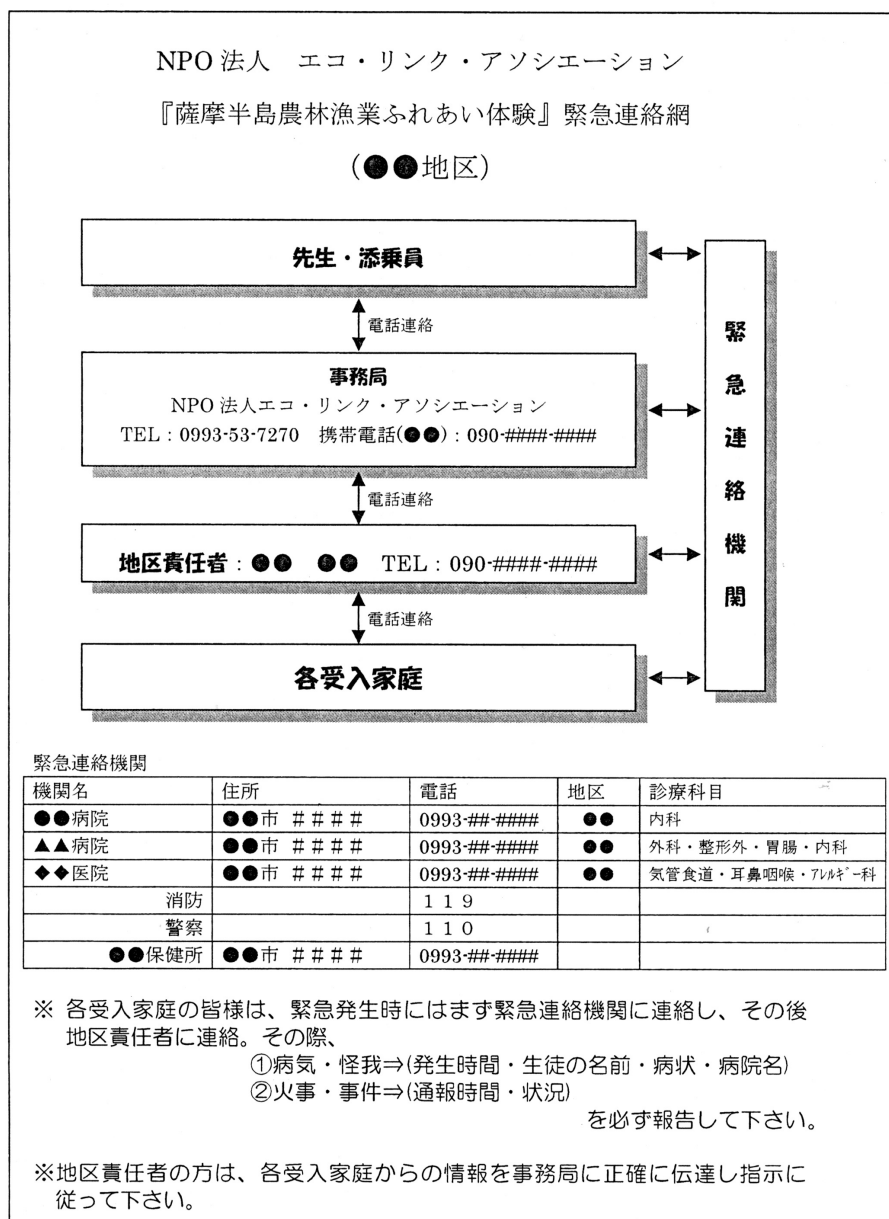
お礼の手紙は、実施後2週間以内を目途に事務局までご送付をお願いします。事務局より責任を持って、受入家庭にお届けします。



8. 緊急時体制について

受入家庭の対応はこのようなになっています！

- 「鹿児島県における農山漁村生活体験学習に係る取扱指針」をもとに、県の発行した「受入れの手引」及び「食品衛生の手引」に基づいて、受け入れを行っております。
- 年1回以上の食品安全講習会、救命救急講習会への参加を義務づけています。
- 不慮の事故に備え、「ファームステイ保険」に加入しています。
- 下図にお示ししたとおり、緊急連絡体制を整備しています。



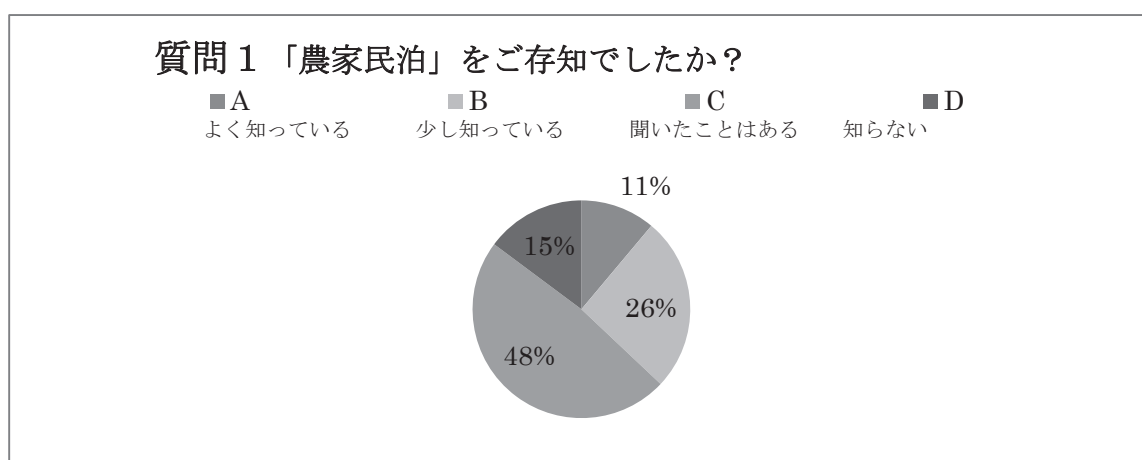
6、山梨県内自治体に対するアンケート調査

2013 年 1 月 25 日に県下 27 自治体の「グリーン・ツーリズム」担当者宛でアンケート用紙を郵送した。アンケートには、農家民泊についての簡単な解説をつけて、内容の理解に役立つようにした。

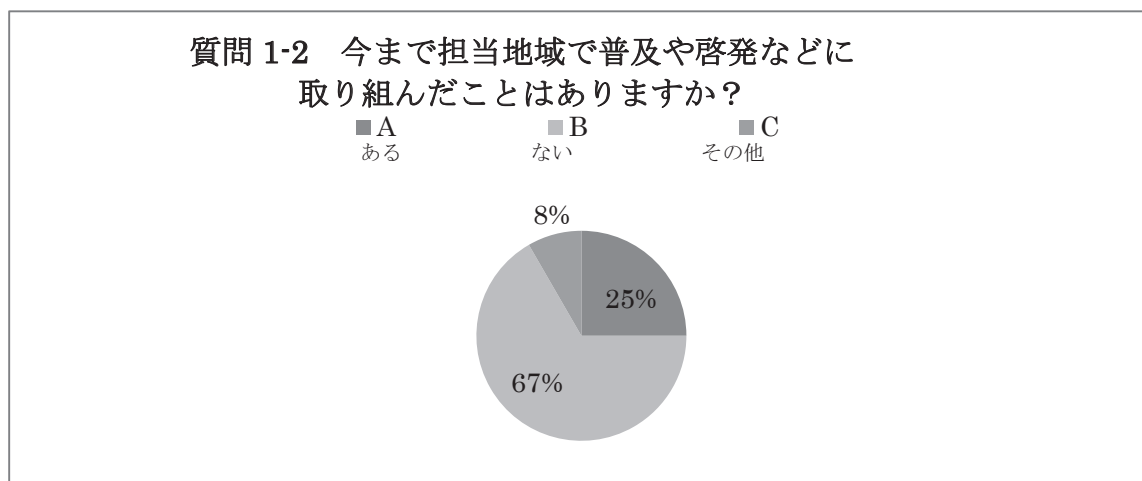
2 月 8 日までにすべての自治体から回答を得た。その結果を以下に示す。

(1) 質問と回答

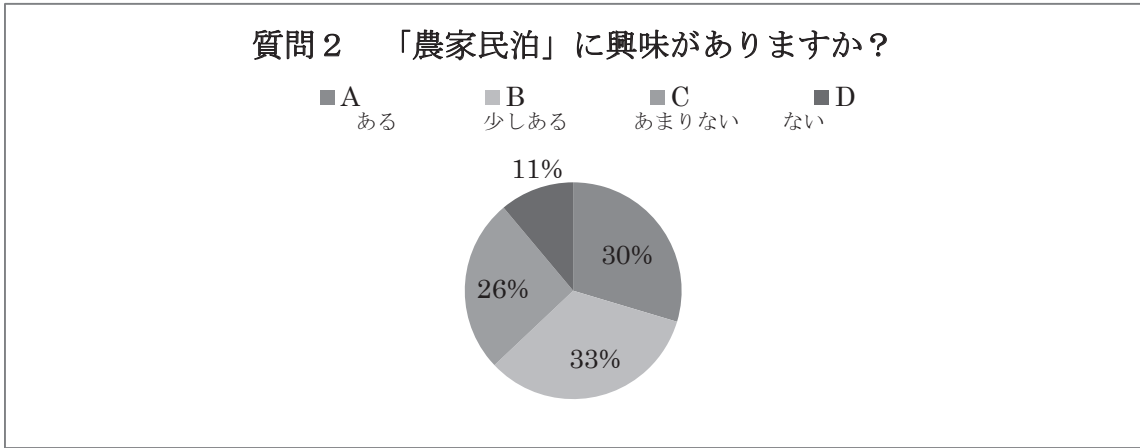
質問 1：山梨県内自治体の認知度は高くない。「よく知っている」と答えたのは都留市、中央市、それと 11 月に私が講演した丹波山村の 3 自治体に過ぎない。「少し知っている」を合わせても半数に満たない。



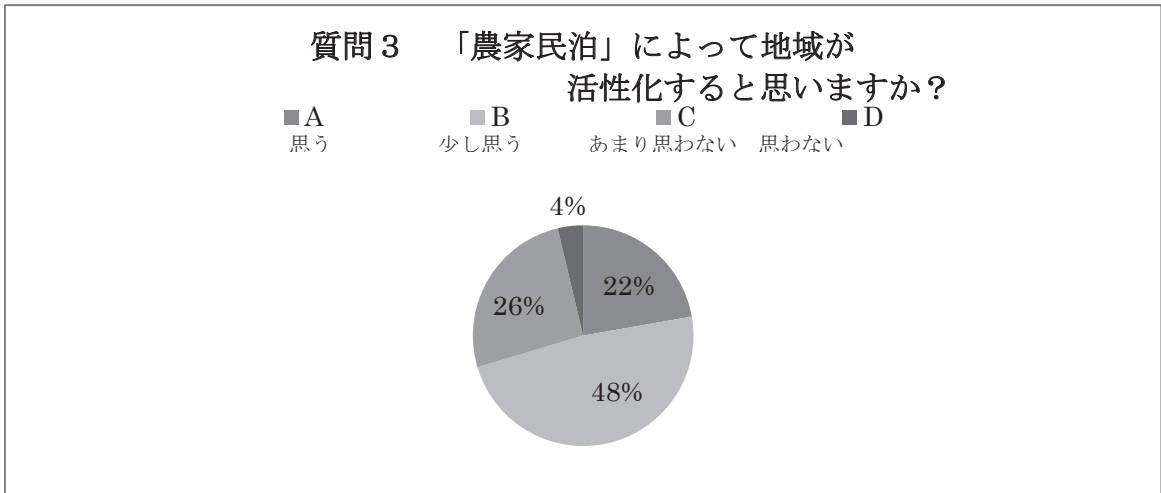
質問 1-2 「よく知っている」と「少し知っている」と回答した自治体に取り組経験を聞いた。都留市、道志村、丹波山村だけが、取り組んだ経験を持つ。



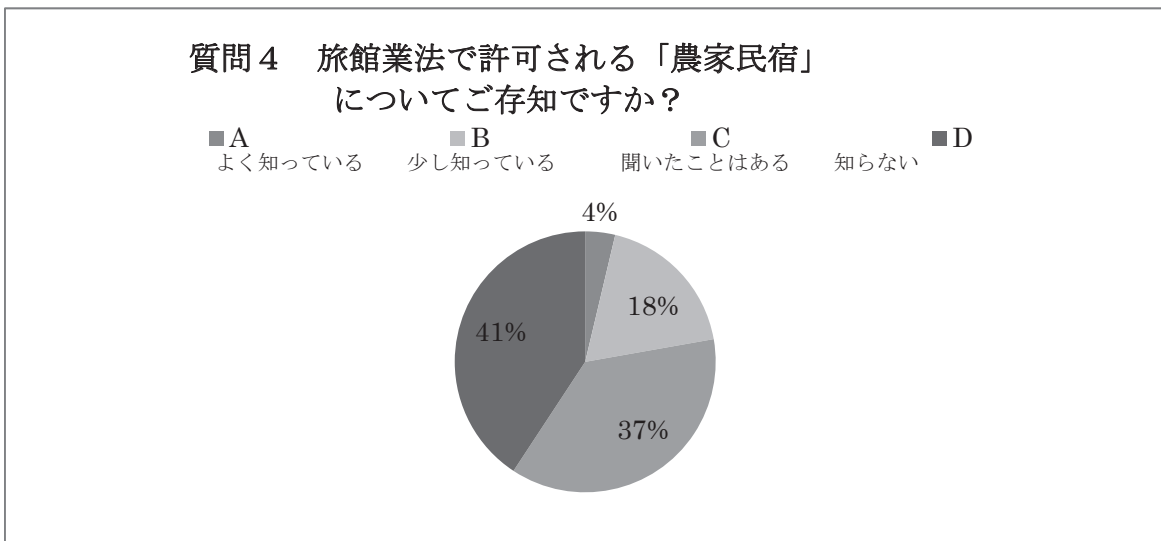
質問 2 半数以上の自治体が興味はあると答えている。



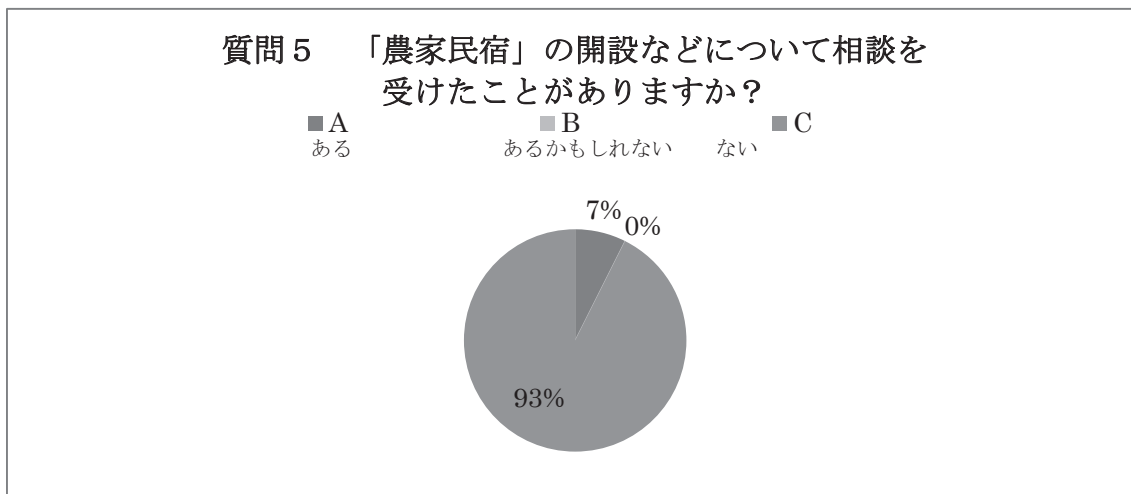
質問 3 地域活性化への期待は、かなりあるようだ。19 自治体が賛同した。



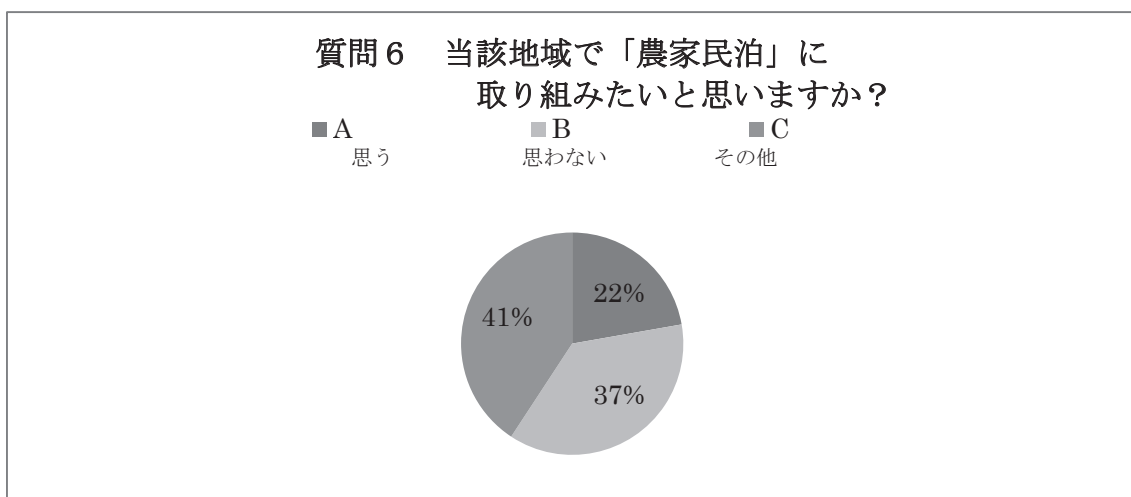
質問 4 「農家民宿」についてよく知っているとは、中央市のみである。



質問 5 都留市と北杜市だけが、相談を受けたことがあると答えた。



質問 6 取り組む意思があると答えた自治体は、6 自治体である。

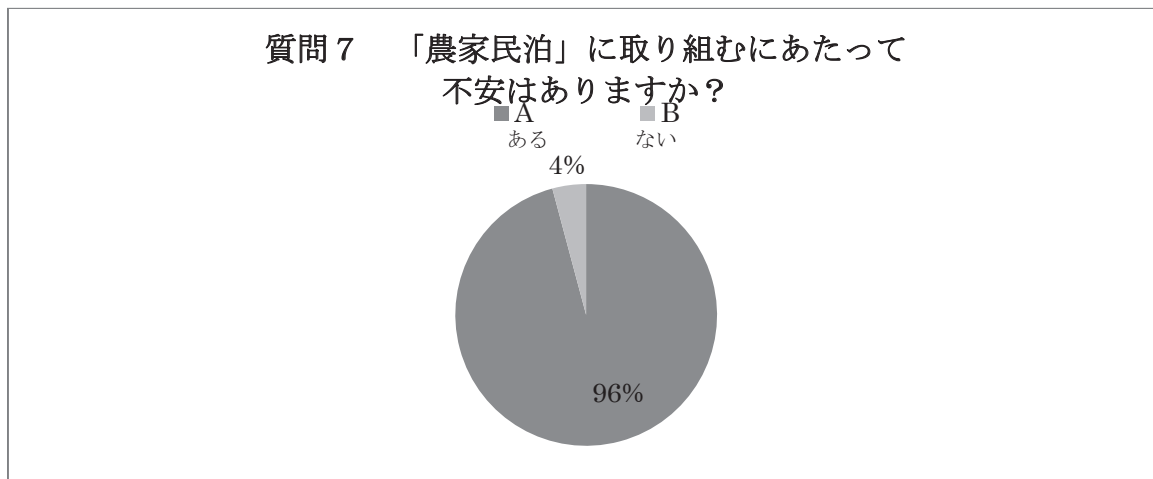


この質問には、多くの記述があった。

- ・ 農家からの要望があれば取り組む（甲府市）
- ・ 地域の方の意見を聞いてから取り組みたいと思う（山梨市）
- ・ 民間で取り組んでもらいたい（北杜市）
- ・ 農家などの意向により取組を考えていきたい（上野原市）
- ・ 受入先は農家であり、甲州市は果樹栽培が盛んであり、出荷時期は多忙であり、対応に予測がつかない為（甲州市）
- ・ 農家からの要望があれば取り組みたいが、地域的に要望はないかもしれない（市川三郷町）
- ・ 状況によって取り組みたい（富士川町）
- ・ 当町には広い農地も大きい民家が何軒もない（西桂町）
- ・ 当地では農家が存在しないため（山中湖村）

- ・高齢化により民宿の営業も難しい所が多い（丹波山村）

質問 7 ほとんどの自治体が不安を感じている。「ない」と答えたのは、取り組まないので不安がない 1 自治体だけである。



質問 7-2 において、不安の中身を聞いたところ、以下のようになった。（複数回答）

- 1 位「農家民泊の知識がない」 16 自治体
- 2 位「担当する人がいない」 10 自治体
- 3 位「民泊をしたい人が分からない」 8 自治体
- 4 位「費用がかかりそう」 7 自治体
- 5 位「トラブルが起こると困る」 5 自治体
- 6 位「手続きが大変そう」 4 自治体

その他として記述したものは、以下の通りである。

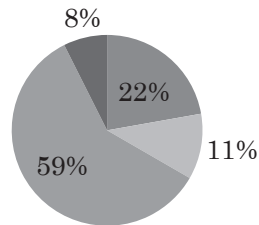
- ・家の改装費用に見合う収益の確保が可能かが不安（葦崎市）
- ・観光業者（宿泊業）との関係（北杜市）
- ・協力してくれる農家が見つかるか不安（上野原市）
- ・宿の提供のできる農家がない（中央市）
- ・どれくらいの需要があるのか（身延町）

質問 8 体験学習を毎年受け入れていると答えた自治体は、富士吉田市、都留市、中央市、市川三郷町、道志村、忍野村の 6 市町村である。また、以下の記述があった。

- ・市内の公立小学校の農業体験を行っている（双葉農の駅・甲斐）
- ・地元小学校の大塚にんじんの種まきと収穫の体験学習を実施している（市川三郷）
- ・森林ボランティア（企業単位）の受け入れを行っている（小菅）

質問 8 学校単位での「農林業体験学習」は
受け入れていますか？

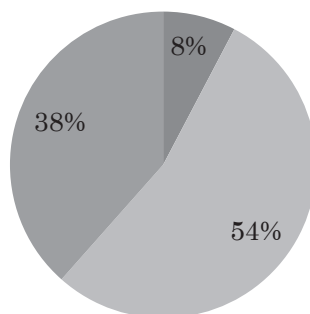
■ A 毎年受け入れている ■ B 受け入れたことがある ■ C 行っていない ■ D その他



質問 9 2 自治体から来てほしいという要望があった。

質問 9 希望があれば、大学から「農家民泊」
について説明に伺います。

■ A 来てほしい ■ B 資料だけ送ってほしい ■ C 特に必要ない



質問 10 は、自由記述で書いていただいた。

- ・県で行われているグリーンツーリズム推薦協議会の会議の場で説明会を行っていただけると助かる（山梨市）
- ・農家民泊にどのように自治体として関わっていくのか、ノウハウを知りたい。
東京・新宿より市内に農家民泊にきたグループがいたと聞いたことがあるので、実現可能ではあると思う（韮崎市）
- ・早川町は高齢者が多く、農家も自家消費がほとんどの小規模農家であるため、受け入れは困難だと考えます（早川）。
- ・昭和町では、農業が盛んでない。（昭和）
- ・農業体験として受け入れを行える農家はありそうだが、宿泊を一緒に考えると、農家では対応するのが難しいと思う（忍野）

(2) まとめ

ほぼ予想した通りの結果であった。そのポイントは以下の通りである。

- ① 「農家民泊」「農家民宿」について、ほとんど知られていない。
- ② この事業が地域活性化に結び付く期待はあると思っている。
- ③ そのため、興味をもっている自治体は多い。
- ④ しかし、実施に当たっては、すべての自治体が不安を感じている。
- ⑤ 自治体によって、農家の状況から受け入れできないと判断している。

このような結果を踏まえて、以下のような活動が重要である。

- ① 「農家民泊」「農家民宿」についての基礎知識を広く伝えていく必要がある。
- ② 実施にあたっての不安を解消できる対策を事前に立てておく必要がある。
- ③ 自治体ではなく、受け入れ管理する組織が必要である。
- ④ 農家の希望者がいるのかどうか調査する必要がある。

次章では、どのように進めることができるか、必要と思われる情報をまとめた。

7、実施のための準備

(1) 受け入れ手順

農林水産省 農村振興局は平成 20 年 3 月、74 ページに及ぶ手引書

「農山漁村における宿泊体験活動の受け入れのための手引き

～子ども農山漁村交流プロジェクトの推進に向けて～」を発行した。

膨大な資料なので、その目次のみ引用する。インターネットで入手できる。

第 1 章 農山漁村における宿泊体験活動受け入れの考え方

1. 宿泊体験活動の現況
2. 宿泊体験活動とは
3. 宿泊体験活動の受け入れに取り組む意義
4. 受け入れまでの実施事項

第 2 章 宿泊体験活動受け入れの準備

1. 受け入れの発意

- (1) 農林漁家が率先して取り組む場合
- (2) 観光関係者（観光協会など）が中心になって取り組む場合
- (3) 地方自治体为中心になって推進する場合

2. 推進体制の構築

- (1) 地域受入協議会の設立
- (2) 関係者の理解促進と意識啓発
- (3) 受け入れ先の確保

3. 事業計画の策定

- (1) 事業計画の必要性
- (2) 宿泊体験活動受け入れの前提整理
- (3) 基本方針の検討
- (4) 基本コンセプトの検討
- (5) 設備投資の検討
- (6) 安全管理の検討
- (7) 収支計画の検討
- (8) 人員計画の検討

4. 受け入れスケジュールの考え方

- (1) 素材を見つける（フィールドを知る）
- (2) スケジュールのフレームをつくる
- (3) 個々のプログラムを検討する
- (4) スケジュールの実施計画を作成する

(5) 実施のための準備を行う（装備や資料の準備、リハーサル）

(6) 実際の受け入れスケジュールを確定する

5.受け入れのモデル

第3章 宿泊体験活動受け入れの実施

(1) 受け入れ業務の役割分担

(2) 受け入れの実施

参考資料

一般的な宿泊施設としての設備要件

地域受入協議会の準備チェックリスト

(2) 農家民宿登録手続き

同じ法律に基づく許可であるが、県によって解釈に相違がある。この農家民泊は、まだ10年程しか歴史がなく、地域によって成り立ち方が異なっているため、行政の対応に相違がある。

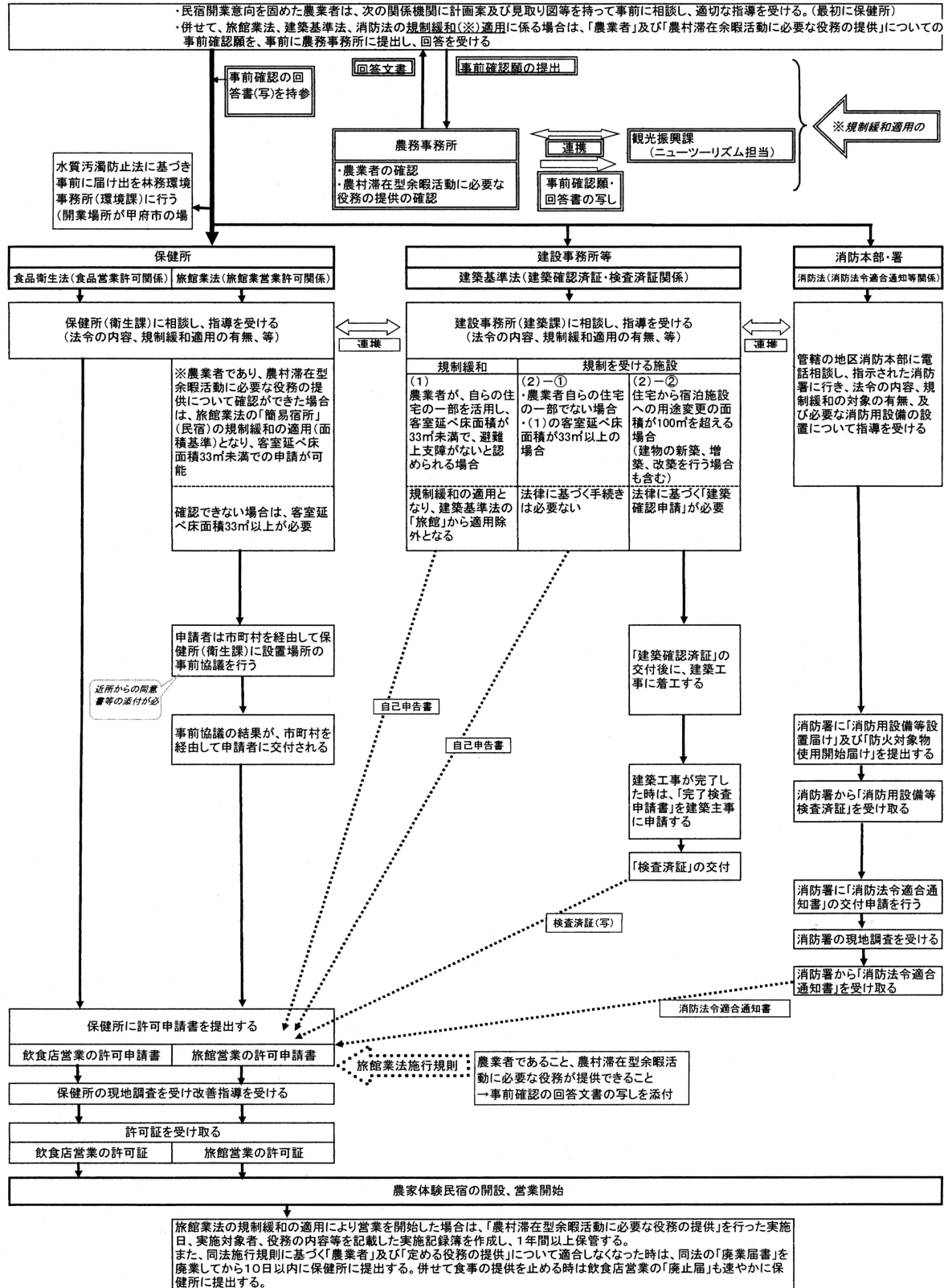
- ① 山梨県においては、年収15万円以上の農業収入があることを農家の定義としている。従って、農家民宿に申請できる農家が限定されることになる。
また、保健所から飲食店営業の許可を得ることとなっている。
- ② 長野県においては、農業体験が提供できる世帯であれば申請可能としていて、農業所得に関する規程はない。
農家民泊の食事については、宿泊者が農家の人と一緒に調理することになっており、料理を提供するということでないという解釈で、飲食店営業許可は必要ないとされている。
- ③ 鹿児島県においては、簡易宿所である農家民宿の許可を得ずに、1千軒以上の民泊を実施している。

次ページに山梨県における「事務手続フロー」を掲げる。

この資料は、山梨県観光部観光推進課が作成したものである。

農業者が農家体験民宿を開業する場合の事務手続きフロー(概要)

注)本フローは全体像をつかむためのものであり、関係法令(旅館業法、建築基準法、消防法)の詳細は記載しきれない。必ず関係法令の担当部署等において適正な対応を行うこと。



8、現場体験レポート

(1) 丹波山村訪問

1. 参加者 三枝美里 石原綾夏 鈴木佑実

2. 日程

2012 年 10 月 26 日夕方～27 日午前中

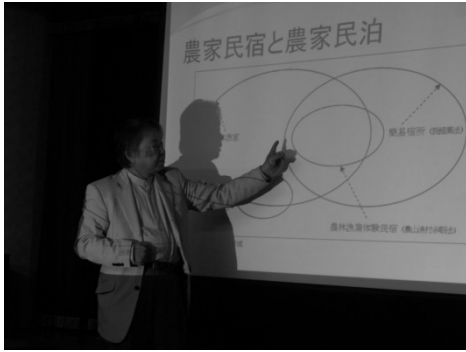
26 日・・・大学出発→丹波山村到着後、食堂「ローラーすべり台」で夕食→公民館で講演会→旅館「かどや」で意見交換会→宿泊

27 日・・・「かどや」出発→丹波山村名物「ローラーすべり台」体験→車で丹波山村見学→大学着

3. 講演会後に出された質問

- ① 農家民泊は規制が緩和されたということだが、これから民泊を始める場合、法的に堂々とできるのか？それとも今後変わっていくのか？
- ② (講演で) 農家の定義として、「農業収入が年間 15 万円以上」と言っていたが、実際丹波山村にはそういう人が少ないので難しいのでは？
- ③ (講演での例は) 泊めるのは小中高生、いわゆる学生が主だったが、学生でなくても企業や一般の方をグループで受け入れることも可能か？
- ④ 丹波山村は多摩川の源流があるところなので、その多摩川と日本百名山の 1 つである雲取山を融合して何かできるか？
- ⑤ 山梨県が農家民泊受け入れに取り組み始めたとして、丹波山村のような小さな地域を受け入れてもらえるのか？
- ⑥ (⑤の、「最初は山梨広域でばらけて取り組み始める」という前澤先生の回答を聞いて) 取り組みが山梨広域に広がって、いずれは小さな丹波山村が取り組みから削除されるのが怖い。
- ⑦ 丹波山村は山にあるので、畑が急斜面にある。宿泊者がイメージする「農家」とはかけ離れているので、畑を見たときにがっかりするのでは？
- ⑧ 荒れ地を開墾することも可能か？





講演会の様子

4. 意見交換会

<出席者>

亀井さん（経営アドバイザー） 河村さん（商工会長）
 浅沼さん（陶芸家） 船木さん（村議会議員）
 酒井さん（丹波山村観光協会） 青柳さん（丹波山村観光協会）
 芦沢さん（旅館「かどや」のご主人） 広瀬さん 白木さん

<出された意見・疑問>

- ① 農家民泊を始める上で、許可を取ることがネック。（どうやって取るのか？どれくらいの手間なのか？）→飯田市で取材
- ② 丹波山村で実際に農家民泊を始めるとして、誰が中心に動けるのか？
 →若い2人（観光協会の酒井さん、青柳さん）を中心に動かせたら・・・
 また、役場の人を入れることも必要。
- ③ なぜ飯田市は農家民泊が成功したのか？目的はお金ではないのかも・・・
 →飯田市で取材

<丹波山村で体験できるメニュー>

じゃがいも掘り（丹波山村には日本の在来種12種中8種ある）/蒟蒻作り/わさび収穫
 /そば作り/山芋掘り→とろろに/キュウリ収穫/マイタケ収穫/鹿の解体ショー（ショック
 が大きい、究極の食育になる）/獅子舞など踊りの文化体験/陶芸作り（浅沼さんが担
 当で）/納豆作り/枝豆収穫

<その他意見交換会で出された話>

- ① 丹波山村は東京のすぐ隣。しかし地域の様子は全く違うので、近くて遠い、遠くて近い場所。多摩川の源流だし、ロケーションが良い。斜面での農業体験も貴重かもしれない。コアな自然や文化体験できるのが丹波山村。
- ② 急斜面の畑だし、農家と呼べる人も少ない。しかし、農業が弱くても、他の部分で特色があればやっていけそう。農家ではない人や家が狭い人は、大きな旅館を借りたり、共同でやれば何とかなる。

- ③ 飯田市のように200人の受け入れは無理でも、80～100人くらいならできそう。
- ④ 隣の小菅村を巻き込んで取り組むことも可能。15分くらいあれば行けるし、商工会も一緒なので。2つの村は特色が少し違うので、どちらも体験できるように1日目に丹波山村、2日目に小菅村というプランもできる
- ⑤ 丹波山村は高齢化が進んでいる。若い人がいないのは、村に仕事がないから。農家民泊が成功したら、若い人たちが戻ってくるかもしれない。
- ⑥ 丹波山村には、子供に話せるような自慢がたくさんある。
- ⑦ 農家民泊を成功させるためには、保守的な人の目を覚まし、いかに引き込むかが大事。



意見交換会の様子

まとめ

丹波山村の方々と直接お会いしたことで、農家民泊に対する漠然としたイメージが具体的なものになった。村の方々の生の声を聞いたことで、どんな不安や問題があるのか、そして農家民泊にどんな想いを持っているのかを知ることができた。その一方で、実際に農家民泊を進めるために、現実的にどう動けるのか、どう進めていけるのか考えていくことが今後の課題である。

(まとめ：国際政策学部2年三枝美里)

(2) 飯田市での農家民泊モニター

以下は、3月5日(火)～6日(水)にかけての農家宿泊体験についてのレポートである。南信州観光公社に事前予約し、男女3名ずつが2軒の民宿に宿泊し、農林業体験をした。宿泊料金は、1名1泊2食7000円と体験プログラム料金2000円で、計9000円である。この内、1000円が南信州観光公社に、8000円が民宿に渡る。

参加者：栗又、桂川、伊藤、治面地、田畑、前澤



観光公社から集合場所を案内される



対面式(いつもは何十人もいる)

①民宿 宮のまえ (柏木ちづ子さん宅)

★一日目 13:00 南信州観光公社に到着。社長の案内で受け入れ場所に案内。

13:30 集合場所へ到着→体験する農家と対面式(南信州観光公社の方も同伴)→各農家へ農家の方の車で移動→お話ししながら手作りの物(漬物)や特産品(干し柿)をごちそうになる→こんにゃく作り→夕食の準備(一緒に)→夕食→備え付けのカラオケ→入浴→お話→就寝

★二日目 起床→朝食(作ってくれたもの)→宿帳記入(住所・学校・名前・一言)→記念撮影→出発→8:30 集合場所でお別れ式(南信州観光公社の方はなし)→解散

(観察と感想)

- ・最初は民泊から始まり、一般の人も受け入れ可能な民宿に切り替えた。
- ・リフォームはしているが増築はしていない。
- ・農家体験はこんにゃく作り。体験しに行った民宿ではこんにゃくの販売をしている。
- ・トイレが男女でわかれていた。
- ・風呂が五右衛門風呂
- ・体験に主に携わるのは、旦那さんは外で仕事をしているため奥さんだった。民宿をやるにも、こんにゃくの販売をやるにも旦那さんの許可によるものであり、旦那さんはとても温厚な優しい方だった。

- ・出発前に書いた野暮帳にはたくさんの感謝の言葉が並べられていた。
- ・農家民泊を始めて15年くらいになるそうだが、二年前に民宿の許可を取ったそうだと（理由は、もっと様々な方に宿泊してほしいから。）
- ・学生に限らず多様な人が宿泊できる
- ・ガーナの学生が宿泊したこともある（言葉は通じなかったが喜んでもらえたそうだと）
- ・現在は、10人以下までしか宿泊が認められていない
- ・民宿にするには、食事をとる場を経営者とお客それぞれ別に作るよう強いられたそうだと
- ・なるべく行動するとき是一緒に行動し、リビングなどで休んでいる時も、お風呂の順番を待つ時も、ご夫婦とお話しをして過ごすことが殆どだった
- ・民宿ではあるが、食事は一緒につくり、片付けはみんなでやる（ただし、朝食は例外）
- ・民泊体験のために、五右衛門風呂を長く使えるよう努めているとのこと
- ・食事では、シカの肉、すいとん、五平餅、こんにゃく料理何品か、煮物、地元の料理何種か、サラダ、などかなり豪勢だった
- ・奥さんはとても多趣味な方で、人との繋がりを大切にしている
- ・中学生の悩み相談にのることもある
- ・家の中はほとんどふつうの家と変わらないが、トイレが男女別に改修してあったり、お客の床の間が少し日当たりが悪いため、今後改修したいとおっしゃっていた
- ・訪問者の足跡帳があり、多様な方のあたたかい足跡が残されていた
- ・必ず一緒に一枚写真をとってアルバムにしていくことをしている
- ・朝、奥さんが部屋まで起こしにきてくださり驚いた
- ・お風呂はふつうの家のお風呂とおなじ大きさ（薪をくべるのも体験）
- ・民泊を始めての感想を尋ねると、山梨にないのがもったいない。でも本当に人が好きでないと続かないかもしれないね。すごく出会いがあるし、若返る。やれて本当によかった。とのこと

② 関口兼善（70歳）、かつ子（69歳）ご夫妻宅

飯田市千代地区（中心から車で40分）

名刺には、「信州ふるさとグリーン・ツーリズム」インストラクター認定書 No. 長野県農林漁業体験民泊業団体公認と記載されている。

（観察と感想）

- ・こたつが電気式ではなく、炭であることに驚いた。
- ・家の中全体に昔を記録するものが残っていた。（養蚕の為に作られていた部屋だったことを教えてくれた）
- ・農作業の種類の多さを感じて、まるで年間を通じたトライアスロンのようなと感じた。



なめこの打ち込み

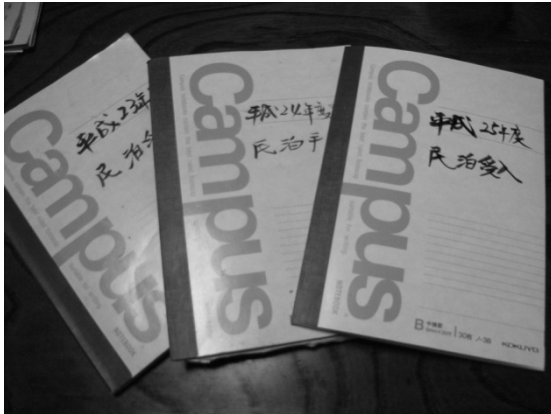


炭にするための薪割り

- ・農作業は1つ1つが技術であり、競技である。(薪割りも簡単に見えるけれど、コツがいる。)
- ・卓を囲んでの団欒は楽しいものであり、1番の農家民泊において大事なこともかもしれないと感じた。
- ・農家民泊は技術や知識を得る場ではなく、経験を得るものなのだと感じた。
- ・話を聞いている中で、地域ぐるみでの仲の良さがうかがえた。民泊を行う為には、地域での結びつきも大切なのだと思う。
- ・飯田市は地元の子供達も学校で民泊を経験する機会を持っている。
- ・だから、民泊のことをよく知っている。
- ・山梨で民泊を始める場合も、農家岳でなく地域の人たちにも民泊への理解と知識を持ってもらうことが必要だと感じた。
- ・民泊をしたことの記録として日記として記録をつける以外にも、写真を撮って配ってあげるなどの心配りがあっていいなあと思った。
- ・民泊を行うにあたって、どうしたら訪れる人が喜んでくれるか、みんなが楽しい気分になれるかを考えることも大切だと思った。
- ・民泊は商業や地域活性化のため以上に、人と人との繋がりや思いやり、心の温かさを、知ったり思い出したりする場であるべきだ。
- ・スケジュールらしいスケジュールが組まれていないことも良さの1つなのだろうけれども、何の体験をするのかということを知りやすくすることもまた必要だと感じた。
(改善点) 農業体験の多さに特化したいのか、それとものんびりした雰囲気を楽しみたいのか、ということも選べる制度にできればなと思った。
- ・ちょっとしたお土産をもらえたのも嬉しかった。
- ・農家自体が保健所に料理などについて細かく指示されることがない。しかし、生ものを食卓に出してはいけないという最低限の指示はされる。
- ・農作業や料理の手伝いなどが民泊体験なのではなく、食後の談笑なども民泊体験

として重要な要因の一つである。

- ・農家の人たちは、観光公社が募集した顧客の情報を知ることができ、各農家はそれぞれにあった民泊客を選ぶことができる。
- ・民泊中に問題が起きた時は、最初に観光公社に連絡することになっている。
- ・農家の人は、民泊客をもてなすよりも普段の生活の時のように彼らに接するほうがよい。
- ・訪れた民泊客はそれぞれ日記のような形で農家への感謝の言葉や農家民泊で感じたことや得ることができたことを記す。



メッセージノート



関口さん宅

・農家ごとに行う農家体験のメニューはさまざまである。農家ごとにそれぞれの家庭にあった体験メニューを用意することができる。

・関口さん宅の場合、農家民泊の受け入れを行った約二十年近くの間で、問題が起きた件数は二回である。（いずれも民泊客が未成年にも関わらず喫煙をしていたため問題が起きた。）

・民泊客を受け入れると、まず自己紹介を農家と民泊者の間で行いアイスブレイキングをする。

・民泊が一旦はじまってしまえば、観光公社やほかの団体からの指示やプログラムはなく、料理や農家体験、談笑などの時間配分は各農家が各々に判断して行う。

・最近では、高齢者は若者と、若者は高齢者と会話をする頻度が下がってきているが、農家民泊を行うことによって、各々の会話頻度は上昇する。それによって、高齢者は孤独感を抑えることができるし、若者は普段聞くことのできない話を聞くことができたり、知ることのできない知恵を知れたりできる。

・木炭などに使用される上質な薪を割るのは難しい。

③ 観光公社から民宿への連絡書類

「山梨県立大学農家ホームステイについてのお願い」が観光公社から事前に FAX が送られていた。内容の一部を抜粋する。

山梨県立大学農家ホームステイについてのお願い 株式会社 南信州観光公社

この度は農家ホームステイの受入につきまして格別のご理解並びにご協力頂きまして誠にありがとうございます。下記に日程等ご案内申し上げますので宜しくご確認のほどお願い申し上げます。又日程についてはあくまでも基本的なものですので、ご家庭の都合を優先していただければと思いますのでご了承ください。

1、日程（家庭内では皆様の普段の生活時間を優先してください）

2 日目の集合場所への送り時間はバス出発予定時間の 10 分前に設定しています。

山梨県立大学 男子学生 2 名 & 男子教授 1 名

3 月 5 日（火）千代山村広場到着 13:40 対面→各地区・農家での作業

夕食準備、夕食、入浴、懇談 就寝 22:00

3 月 6 日（水）起床、朝食、作業 千代山村広場への送り 8:30

2、問い合わせ及び緊急連絡先について

南信州観光公社 電話番号

高橋社長 携帯番号

担当者 携帯番号

*緊急時は状況により救急車の手配等の第一次対応をお願いします。その後の連絡及び緊急を要しない場合は、当社、高橋もしくは（担当者名）迄連絡願います。

3、生活・食事・送迎について

- ・ いわゆる「お客様」ではないので食事の準備片づけ、ふとん敷き等も指示してやらせてください。その他の特別な用意（土産、お茶用の菓子、ケーキ等）の必要はございません。
- ・ 洗面具、タオル、寝巻き、着替え等生活必需品は生徒が持参になります。
- ・ 食事については生徒が自分たちで作ることを基本とし、材料の提供及び指導をお願いします。又食中毒の予防のこともあり、手洗いの励行と食事は熱を通したものをお願いします（鹿刺しも含めて生ものは避けてください）。夕食時バーベキューや五平餅等はコミュニケーションをとりやすいとの話や朝食時はご飯・味噌汁・漬物・卵・ウィンナー等の材料とホットプレートを準備し、各自用意するという話もありますが、いずれにしてもいわゆる「おもてなし」の必要はありませんので宜しくお願いします。蜂の子・ざざむしといった珍味をご用意いただくケースも稀に耳にしますが、その際はどうか本人の意思を尊重願います。
- ・ 集合場所や作業場への生徒の送迎の際ですが、乗車定員をお守りいただき、自動車保険の加入済みの車両にてお願いします。又、仮に生徒たちにせがまれても軽トラックへの荷台に乗せての走行はお避け下さい。折角皆様が善意でご協力いただいたにもかかわらず、万一のことでご迷惑をおかけすることになるのは最も避けたいことですので何卒宜しく願いいたします。

9、講演資料

- (1) 2012 年 10 月 26 日丹波山村公民館にて、前澤哲爾の講演資料
「農家民泊による地域活性化」教育体験旅行受け入れのお勧め
- (2) 2012 年 12 月 2 日山梨県立大学にて、
山梨県農政部農政企画監 原昌司氏の講演資料
「山梨県における農業の現状と 6 次産業化政策」

「農家民泊による地域活性化」

教育体験旅行受け入れのお勧め

2012. 10. 26

丹波山村公民館

山梨県立大学

国際政策学部

前澤哲爾

農家民泊とは何か

農家が

農業体験を提供することを目的として

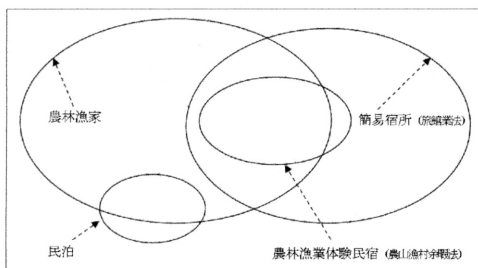
児童生徒(小中高校生)を宿泊させること。

拡大するために規制緩和されている。

農家：農業収入年間15万円以上(山梨県)

農業体験：農業の体験プログラムがあること

農家民宿と農家民泊



出所：筆者作成

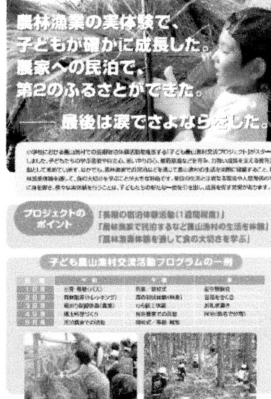
農林業センサス「農家民宿」定義

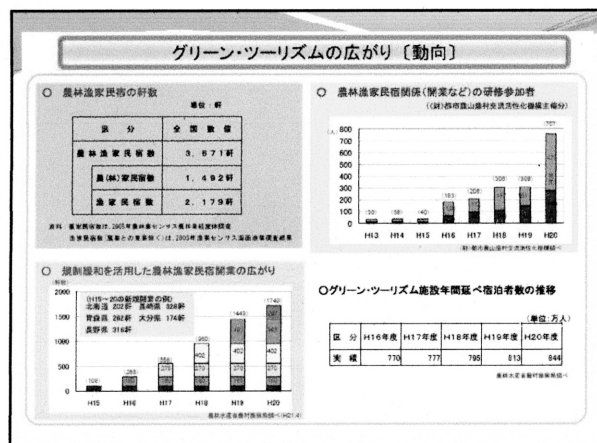
- 農業を営む者が、
- 旅館業法に基づき都道府県知事の許可を得て
- 観光客等の第三者を宿泊させ、
- 自ら生産した農産物や地域の食材をその使用
- 割合の多寡に関わらず用いた料理を提供し、
- 料金を得ている事業を言う。

グリーン・ツーリズム政策の登場

1994 (H6) 年6月29日、農山漁村余暇法
(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備
の促進に関する法律) 制定

1995 (H7) 年4月1日、同法施行





(1) 児童(学校)側にとっての意義

- ①学ぶ意欲や自立心が育成される
- ②農林漁業等の生産現場への理解と食の大切さを学ぶ
- ③思いやりの心が醸成される
- ④規範意識が身に付く

(2) 受け入れ側にとっての意義

- ①地元住民に活力をもたらす
- 地域の歴史や文化が見直される
 - 地元に対して自信を持つ
 - 意識の活性化が図られる
 - 郷土の良さの再発見や再認識、誇りに繋がる
 - 児童と交流することによるやりがい創出
 - 地域ブランド、地域イメージが向上する
 - 農山漁村と都市との相互理解と交流が創出される
 - 長期的な定住予備軍が育成される

(2) 受け入れ側にとっての意義

- ②地域の他産業に対して経済波及効果
- 地域の人材を活用しての体験
 - 地場産品を食材に用いる
 - <地域で消費されるもの>
 - 宿泊(宿泊体験)収入
 - 体験プログラム参加費
 - 指導者への謝金等
 - <居住地に帰ってから消費されるもの>
 - 通信販売による農産品購入等

法的規制緩和・旅館業法

- 通常、簡易宿所営業の許可を得る場合、客室面積は33㎡以上必要だったが、
- 農林漁家民宿においては33㎡に満たない客室面積でも、簡易宿所営業の許可を得ることができる。

法的規制緩和・消防法

- 農林漁家民宿は、地元の消防長又は消防署長の判断により、避難が容易であるなどの条件を満たせば、
「誘導灯、誘導標識」及び「消防機関への警報設置」を省略することができる。

法的規制緩和・建築基準法

- 住宅の一部を民宿等として利用する場合、33㎡未満の客室面積であって、避難上支障がないと認められる建築物については、建築基準法上旅館に該当しないものとされる。
- そのため、火気のある部屋(台所、いおりのある部屋等)の壁・天井を防火上支障のないものに内装する必要はありません。

受け入れの方法

- 学校
 - ↑ 提案 ↓ 受注
- 旅行代理店
 - ↑ 営業提案 ↓ 受注契約
- 地域受け入れ団体(NPO、協議会、会社など)
 - ↑ プログラム提案 ↓ 受注・支払い
- 農家、農家民宿

事故に対する保険

- 受け入れ側
 1. 旅館業法の営業許可を取得している施設
 - 登録体験民宿賠償責任保険
 2. 一般の農家
 - 農林漁家民泊賠償責任保険
 - ファームステイ保険
 3. インストラクター体験指導者
 - インストラクター体験指導者賠償責任保険
 - 認定グリーン・ツーリズムインストラクター賠償責任保険

事故に対する保険

- 学校側
 - 生徒自身が怪我をした場合や加害者になったときに補償される保険
 - 国内旅行傷害保険
 - グリーン・ツーリズム参加者傷害保険

事例「長野県飯田市」

- 主体：南信州観光公社
- 最初の受け入れは、1996年神奈川県・大和田中学校
- 今は、教育旅行、研修、セミナー、エコツーリズムなどに拡大。
- 学校の受け入れは、通常2泊3日(農家と旅館で1泊ずつ)

事例「長野県飯田市」

- 今田平地区の水田
- すべての田植えは、体験旅行の中学生が行う。
- 関西60%、関東30%、中部10%
- 10年間で1万人、@1500円
- 宿泊込みは5000円
- 収穫したコメ、1kgを中学生に送る。

事例「長野県飯田市」

2011年の実績

- 受け入れ数 130団体 22,000泊
- 受け入れ農家450戸、1泊2食7000円
- 地域経済効果 10億円
- 今田平地区の田植え 23校1090人

事例「長野県飯田市」

- 「農家民宿ふれあい農園おた」
1998年中学生の受け入れ開始、年間200人
「収入－経費＝感動」
- 「農村寄食舎ごんべい邑」
年間平均1800人(2011年は1000人)
1泊2食7000円
体験メニュー(炭焼き、竹細工、ワラジ作りなど40種)

事例「鹿児島県薩摩半島」

- 主体:NPOエコ・リンク・アソシエーション
- 教育旅行を受け入れ
2004年 360人 → 2009年 4,950人
2012年 11,000人

事例「鹿児島県薩摩半島」

- 民泊受け入れ家庭数
2004年 100軒 → 2010年 450軒
2012年 19市町 750軒
2年後には全県に拡大予定。

★資料参照



可能性を広げるには

受け入れ農家の拡大
農家民宿の登録
体験メニュー作り
提供できるメニューを増やす
今後の進め方
(地域団体、大学、農政部・観光部の連携)
受け入れのための課題の解決 セミナーの実施
テスト受け入れ マニュアルの作成
ガイドラインの制作 など

一度体験してみませんか？

- ゆっくりと始めます。
- まずは、民宿登録をしてみませんか？
- 手続きなどについて、協力します。
- それでも不安がありますか？
- 何が心配か教えてください。
- 学生と一緒に解決します。
- 一度、お話しをお聞かせください。

ありがとうございました。

何かご質問ありますか？

山梨県における農業の現状と 6次産業化政策

平成24年12月2日

山梨県立大学飯田キャンパス教室

0

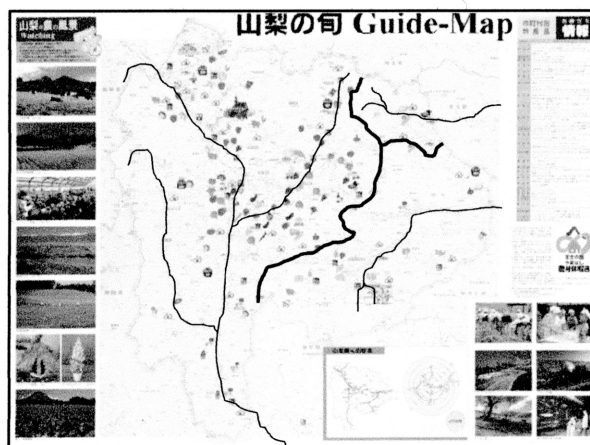
説明内容

- 1 山梨農業の特徴・現状
- 2 本県農業を取り巻く情勢(国の動き等)
- 3 県の政策(やまなし農業ルネサンス大綱)

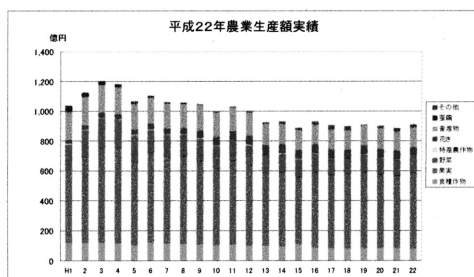
1

1 やまなしの農業の特徴・現状

2

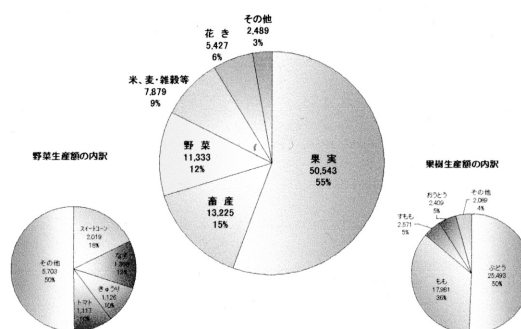


農業生産額の推移



4

平成22年 山梨県農業生産額実績



5

果樹生産に特化

・農産物生産額の過半を果樹が占める。(H22年)

品 目 順位 生産量t シェア

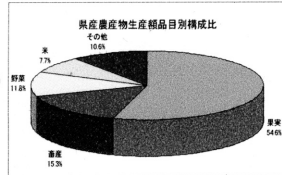
も も (1位) 47,900 (35.0%)

ぶどう (1位) 45,100 (24.4%)

すもも (1位) 6,580 (31.5%)

おうとう(2位) 1,260 (6.4%)

う め (3位) 1,830 (2.0%)



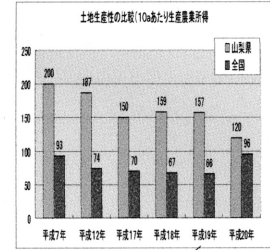
6

土地生産性が高い

主な指標 全国比較

(2010センサス 単位 %)

	本県	全国
耕地率	5.6	12.2
水田率	33.3	54.3
樹園地率	65.1	14.8
農家率	11.2	4.9
(専業率)	35.5	27.7
(1兼率)	15.5	13.8



全国1位

生産農業所得統計

7

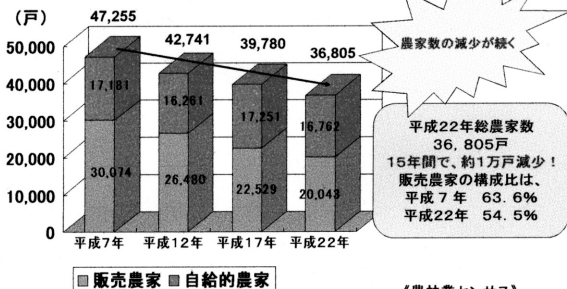
生産農業所得

(千円))

年	1戸当たり生産農業所得			耕地10a当たり生産農業所得			備 考
	山梨県	全国平均	順位	山梨県	全国平均	順位	
7	1,245	1,354	20	200	93	1	
12	1,188	1,147	17	187	74	1	2位 静岡 175
14	1,169	1,158	17	183	74	1	2位 福井 158
15	1,000	1,228	26	155	78	2	1位 愛知 158
16	1,204	1,150	14	186	72	1	2位 神奈川 162
17	978	1,146	22	150	70	1	2位 神奈川 148
18	1,030	1,102	17	159	67	1	2位 静岡 139
19	1,008	1,077	20	157	66	1	2位 宮崎 137
20	762	1,167	28	120	96	4	1位 宮崎 140

8

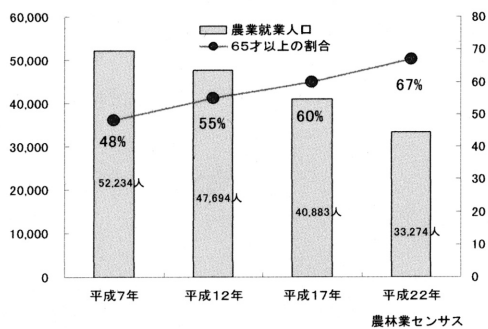
経営形態別農家数の推移



《農林業センサス》

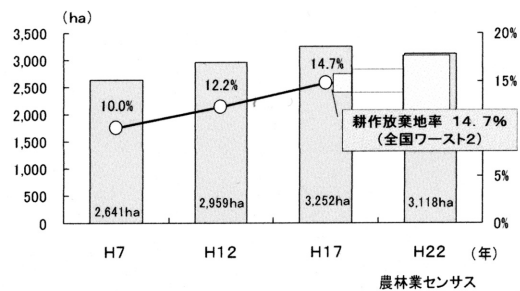
9

農業就業人口（販売農家）の動向

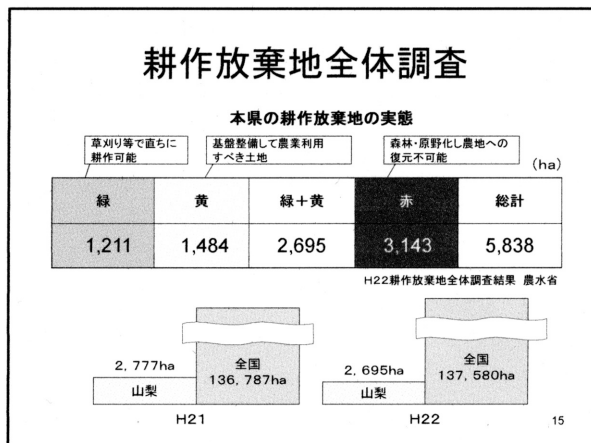
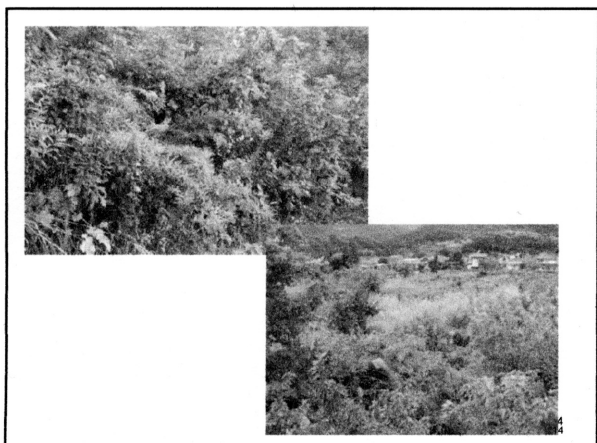
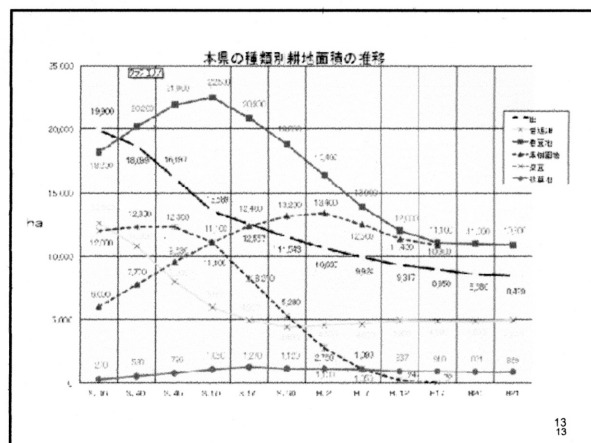
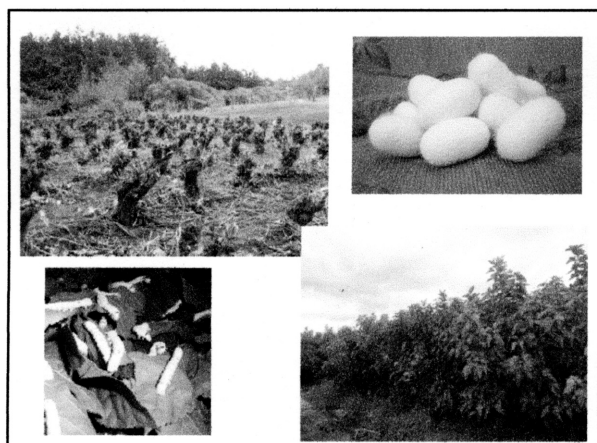


10

耕作放棄地面積の推移(農林業センサス)



11



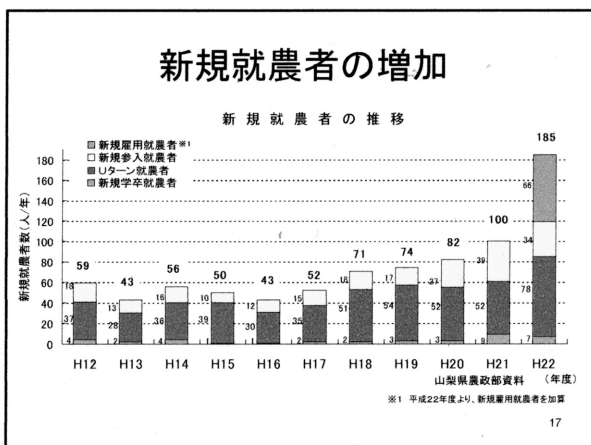
農産物への鳥獣被害状況

項目		H18	H19	H20	H21	H22
獣害	被害面積 (ha)	328	169	142	138	127
	被害量 (t)	1535	800	718	746	748
	被害金額 (百万円)	237	155	154	151	156
主イシ	被害面積 (ha)	184	72	47	47	41
	被害量 (t)	890	315	242	251	257
	被害金額 (百万円)	118	56	54	51	56
なサル	被害面積 (ha)	106	50	45	48	45
	被害量 (t)	501	361	347	361	350
	被害金額 (百万円)	78	67	63	64	61
獣サシカ	被害面積 (ha)	25	35	41	33	34
	被害量 (t)	101	99	105	108	117
	被害金額 (百万円)	21	23	28	26	29
鳥害	被害面積 (ha)	52	41	39	34	27
	被害量 (t)	167	124	103	107	98
	被害金額 (百万円)	45	35	37	38	34

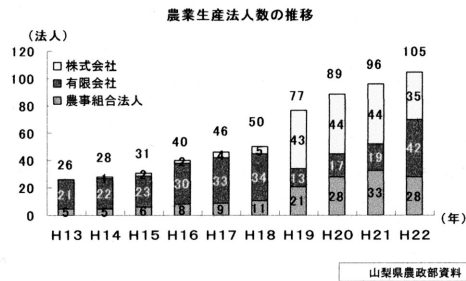
防止柵整備事業
47.5 km

被害防止面積
2,300 ha

16

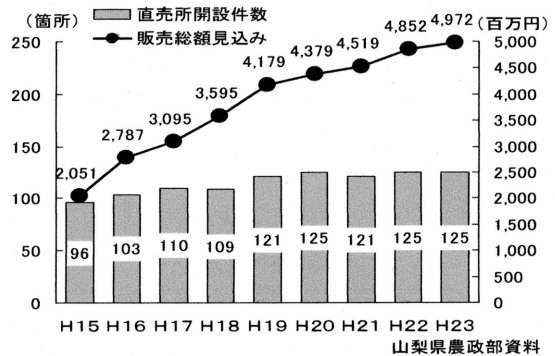


農業生産法人の増加

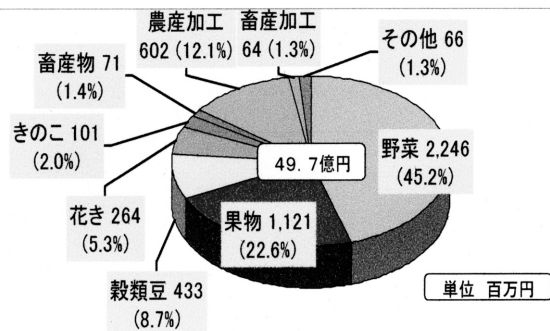


18

直売所の状況



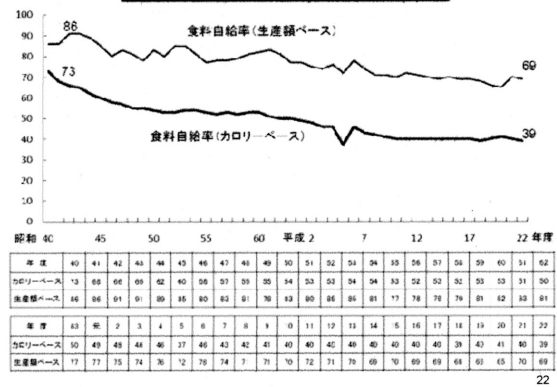
直売所販売額の品目構成



2 本県農業を取り巻く情勢 (国の動き等)

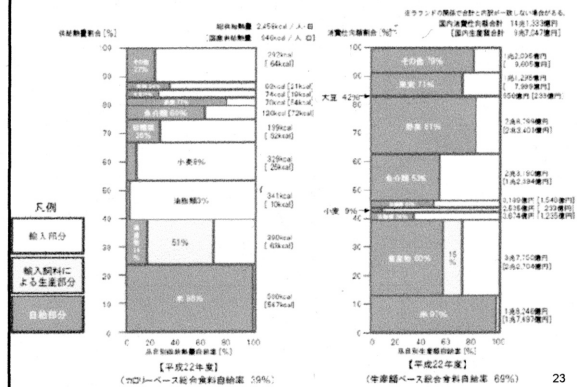
21

昭和40年以降の食料自給率の推移

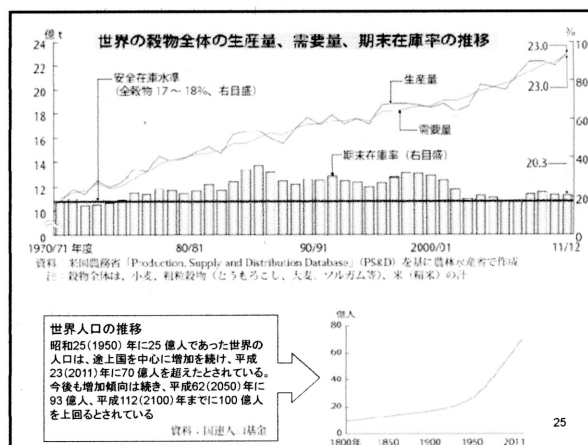


22

カロリーベースと生産額ベースの総合食料自給率 (平成22年度)



23



食と農林漁業の再生推進本部・表現会議における検討

1. 検討の経緯	3. 検討経緯
根拠 包摂的経済連携に関する基本方針 (平成22年11月9日閣議決定) 目的 高いレベルの経済連携の推進と我が国の食と食料生産の向上と国内産業、農村の振興とを両立させ、持続可能な強い農業を育てるための対策を講じる。	22年11月 9日 包摂的経済連携に関する基本方針を閣議決定 11月30日 第1回再生推進本部 表現会議 23年 3月11日 第1回本部大臣実務集
2. メンバー 再生推進本部のメンバー 本部長 内閣府大臣 副本部長 国務院大臣田中宏、農林水産大臣 構成員 各地の再生推進大臣 食と農林漁業の再生推進本部のメンバー 議長 内閣府大臣 副議長 国務院大臣田中宏、農林水産大臣 構成員 内閣府大臣、総務大臣、財務大臣、外務大臣、経済産業大臣 議長 菅 義偉 副議長 萩生田光一、加藤 啓子(取り次ぎ) 田村 元治、野田聖子(共同議長)、林 孝正(伊豆群島事務)、相模 洋子、榎本真衣(若狭水産)、相模 真一(若狭水産)、林 孝正(伊豆群島事務)共同議長 田村 元治(共同議長)、横井 利弘(ふたつ大津)、三村 明夫、鈴木正樹(村田 敬賢(アムールアイランド))	5月17日 政策推進指針を閣議決定 「食と農林漁業の再生(表現会議)」において、国が推進する農業の復興、日本の食料や食生活の持続的向上に向けた課題について話し合いを継続する。 4月28日第1回、10月18日第2回にわたる第1回と第2回は、日本再生推進本部の「アクション・プラン」の策定の進捗状況について報告、検討する。 8月2日 表現会議 中間報告取り次ぎとの ↓ 10月20日 表現会議 基本方針等取り次ぎとの 10月23日 再生推進本部 基本方針等を決定

軌跡1

持続可能な力強い農家の実現

人・農地プランの 策定

① 農地をいかに使い、今後2年間農家で、人と農地の問題を抱えるすべての市町村が、集落で人・農地プラン(地域農業マスタープラン)を策定(4次補正 2億円、24年算 7億円)

農地集積の推進

② 戸別所得補償制度により、農地の受け手となりうる多様な経営体(個人、法人を含むたばこ農家と鶏舎運営等)について、県と経営安定を図った上で、規模拡大計画や農地集積協力の交付等により農地集積を加速化

＜当面の施策等＞

- 戸別所得補償制度の適切な推進(24年算 3,901億円)
- 集落での話し合いにより、今後の地域の中しとなる経営体を定め、そこへの農地集積や、分離した農地の適正化に協力する者への協力を交付(24年算 60億円)
- 9月農政全県による区域別施策を定め、ほ場の大区画化を推進(4次補正 801億円、24年算 320億円)

⇒ 5年度に、戸別所得補償の経営体が耕地面積の大半(8割程度)に

新規就農の増大

③ 青年の就農意欲の喚起と就農者の定着を図るための給付金の給付等

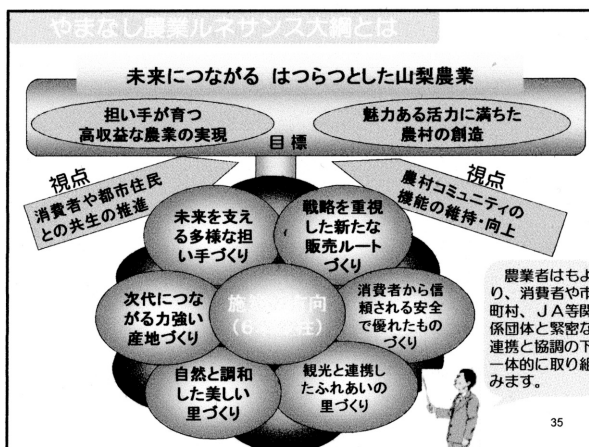
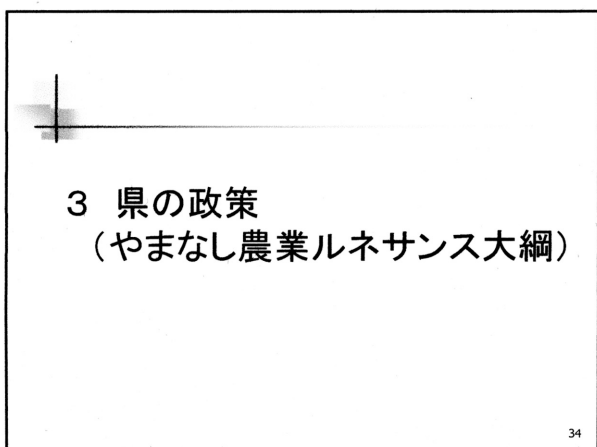
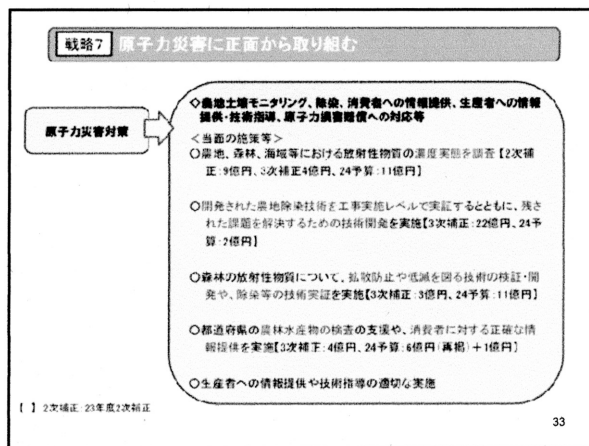
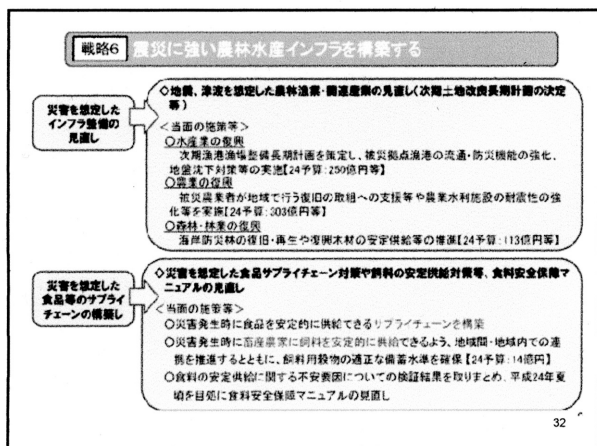
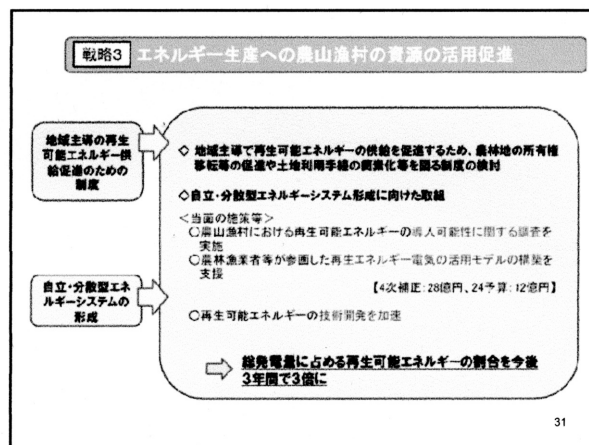
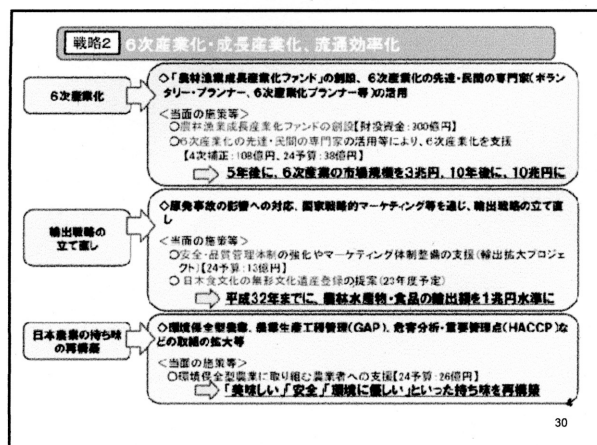
＜当面の施策等＞

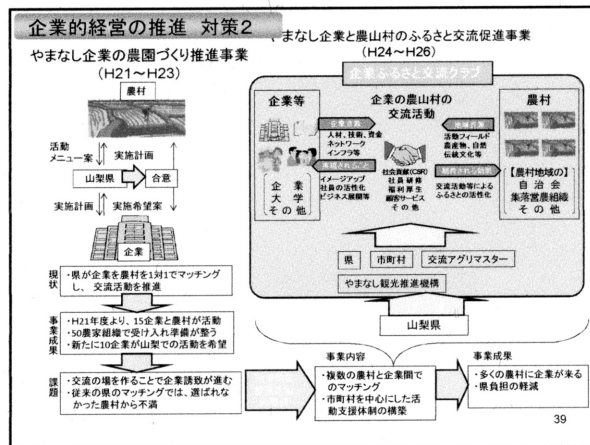
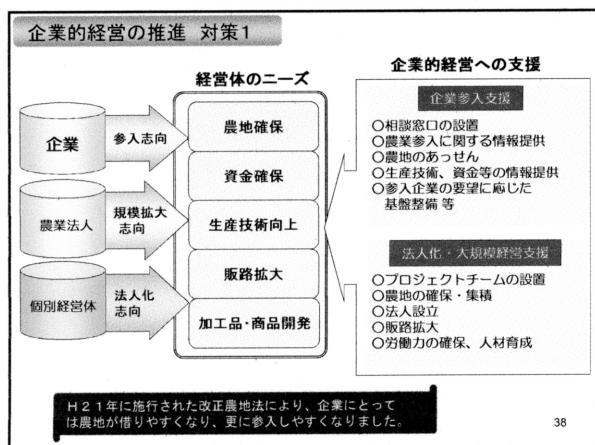
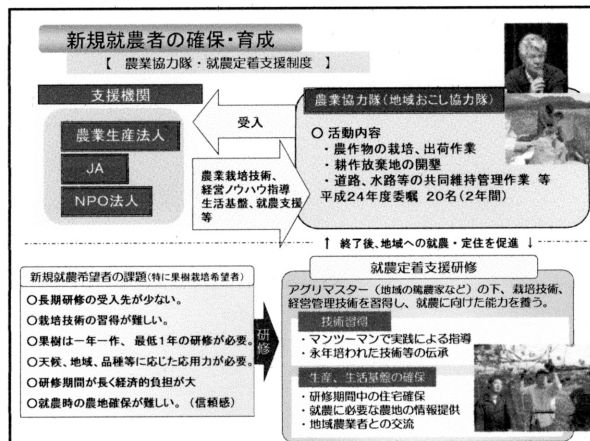
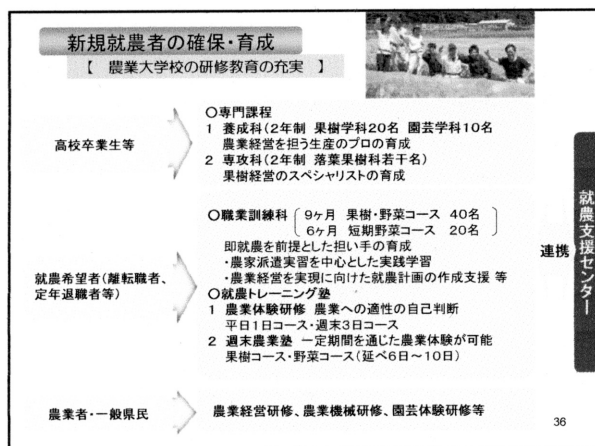
- 就農前年の青年就農者に対する給付金の給付、法人雇用者の促進、就農者認定や経営安定費(自治体農業青年への県県経営者育成基金)4次補正、23億円、24年算 136億円

⇒ 青年新規就農者を増大(毎年約2万人)

【 4次補正 2,242億4千444円
24年算 2,644億4千444円】

29





エコアイドル「AeLL」のAeLL村づくり



42

AeLL村 ファンとともに開墾完了
平成23年10月～、南アルプス市



新党設立。
もぎたてガール。



ぶどう党

5.19結成式
(甲府ワインポート)
6月: マニフェスト公開
7月: 演説、選挙
8月: 富士山山頂で
テーマソング

・ブドウ栽培を
マスターしたアイドル
・ジベ処理を深く知る
・ブドウ品種毎担当
・ワインを作る

45

やまなしブランドの確立に取り組みます

オリジナル品種の開発



ぶどう「甲斐のくろまる」



おとう「富士あかね」



すもも「サマービュート」

新たな認証制度の構築



農産物販売戦略委員会



うんとい山梨さん

販売促進活動の実施



シンガポールでのトップセールス

46

これからも積極的にオリジナル品種の開発と消費拡大に取り組みます。



総合農業技術センター

果樹試験場

畜産試験場

酪農試験場

水産技術センター

農水産業技術の開発・研究

技術の普及・経営体の育成

中北地域普及センター

峡東地域普及センター

峡南地域普及センター

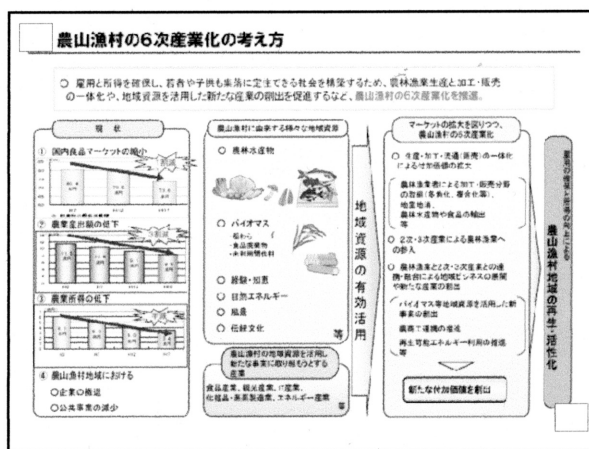
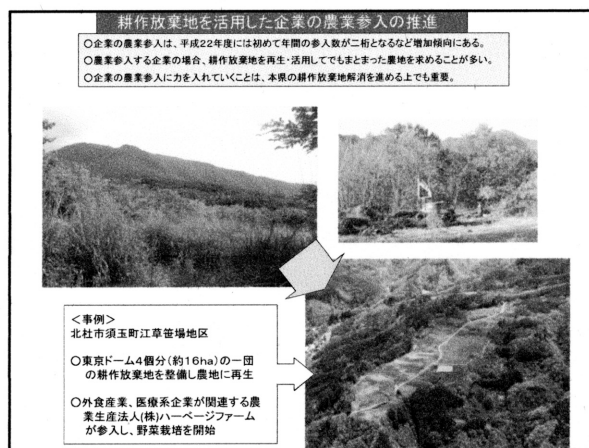
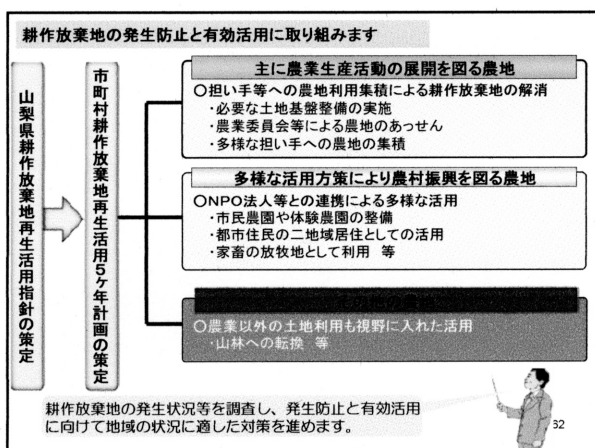
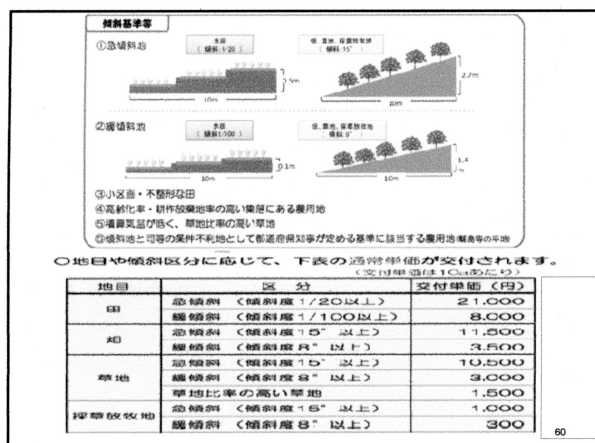
富士・東部地域普及センター

総合技術普及センター

果樹技術普及センター

畜産技術普及センター





10、おわりに

農家民泊は日本全国としても、歴史は10年余りにすぎない。先進地域では、すでに全県での取り組みとなり、経済効果が何10億円というまで拡大している。

山梨県においては、様々な理由から取組が遅れていると言わざるを得ない。今後、具体的課題を一つずつ解決し、民泊導入によって、観光面でも農業面でも活性化することを念じている。まだ、始まったばかり、後3年間でどこまで進めるか楽しみである。

この研究のために、多くの人にお世話になった。山梨県観光部、農政部の皆さん。南信州観光公社と農家の方々。エコ・リンク・アソシエーションの下津さん。県下の自治体担当者の方々。今年度の現状調査を踏まえて、さらに導入のための研究を行っていききたい。

今回の研究では、13名の学生が参加し、取材、アンケート集計、報告書作成などを積極的に行ってくれた。ここで深く感謝したい。

学生ボランティア研究メンバーリスト (所属チーム)

栗又麻里奈	国際政策学部国際コミュニケーション学科2年(交渉)
三枝美里	国際政策学部国際コミュニケーション学科2年(報告書)
桂川直子	人間福祉学部福祉コミュニティ学科2年(報告書)
治面地啓	国際政策学部総合政策学科1年(報告書)
田畑圭一郎	国際政策学部総合政策学科1年(交渉)
石原綾夏	国際政策学部国際コミュニケーション1年(交渉)
伊藤清楓	国際政策学部国際コミュニケーション1年(交渉)
大沼千尋	国際政策学部国際コミュニケーション1年(報告書)
鈴木佑実	国際政策学部国際コミュニケーション1年(アンケート)
長井芽衣	国際政策学部国際コミュニケーション1年(アンケート)
中村麻結	国際政策学部国際コミュニケーション1年(アンケート)
松藤華子	国際政策学部国際コミュニケーション1年(アンケート)
山内玲菜	国際政策学部国際コミュニケーション1年(アンケート)

「山梨県における農家民泊・体験学習への地域取組」についての研究に関する
連絡先

前澤哲爾(まえざわてつじ)

山梨県立大学 国際政策学部 国際コミュニケーション学科 教授

住所：〒400-0035 甲府市飯田5-11-1 山梨県立大学

電話&FAX：055-224-5277(研究室直通) PHS 070-6523-3598

e-mail: maezawa@yamanashi-ken.ac.jp

